

諮問庁：独立行政法人国際協力機構

諮問日：平成28年2月25日（平成28年（独情）諮問第20号）

答申日：平成30年5月15日（平成30年度（独情）答申第4号）

事件名：ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定事業に係るコンサルタント業務従事月報（平成24年2月分）等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「プロサバンナ事業における『ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定事業：PD』に関する平成23年4月以降のコンサルタント業務従事月報」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示としている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月19日付けJICA（RD）第10-09004号により独立行政法人国際協力機構（以下「機構」、「JICA」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

#### 2 異議申立書

異議申立ての理由の概要は別紙2のとおりである。

#### 3 意見書

意見書の理由の概要は別紙3のとおりである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「プロサバンナ事業における『ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定事業：PD（以下「PD」という。）』に関する平成23年4月以降のコンサルタント業務従事月報」に対し、別紙に掲げる42文書を特定し、原処分を行った。

##### （2）異議申立人の主張について

異議申立書に記載された、異議申立人の主張に対する機構の見解は以

下のとおりである。

ア 異議申立書に記載のあるようにプロジェクトの計画／実施／実績を報告する文書として、「計画」については「業務計画書」「インセプションレポート」「ワークプラン」を、「実施実績」については「インテリムレポートⅠ／Ⅱ／Ⅲ」の作成を課しており、これら文書は既に公開している。

月報は発注者が、業務の状況・進捗等を確認するために課している文書であり、月報に記載されている情報は、受注コンサルタントが当該業務を実施するに当たり、課された成果を出すためにどのような手順で、どのくらいの人員を投入するか、計画や実績、投入が記載されており、まさに企業固有のノウハウに該当する。これら情報が開示されることにより、受注コンサルタントのノウハウが他社に共有されることとなり、競争上の地位が脅かされる懸念がある。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

イ 文書3（別添3）の原処分の検討に当たり機構より先方政府に対して開示の可否を確認したところ、先方政府より、当該文書は同国内では開示していない文書であることから、開示不可との回答があった。よって、法5条4号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

また、異議申立書では、各機関の責任ある立場の者の氏名や、公務員・行政法人の役員・職員の氏名は公開される必要があるとしているが、当該文書中にこれらに該当しない者の氏名も記載されており、特定の個人を識別することができるものに該当する。よって、法5条1号の規定により不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

なお、異議申立書に、当該文書は受注コンサルタントによって日本語で作成されていると考えられ、モザンビーク政府の署名した文書と考えることは困難であるとしているが、当該文書はモザンビーク政府も内容を確認した文書をコンサルタントが自身の作業用に和訳した文書であることから、原文と同一の扱いをすることが妥当と考える。

ウ 文書6の別添3（9枚目）は受注コンサルタントが訪問先の決定に関与しており、課された成果を出すために選定した視察先や順序、どのような者が情報を得るのかなど、計画や実績、投入が記載されており、企業固有のノウハウに該当する。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

文書6の別添4（10枚目ないし13枚目）は、原処分の検討に当たり機構より先方政府に対して開示の可否を確認したところ、先方政府より、当該文書は同国内では開示していない文書であることから、

開示不可との回答があった。よって、法5条4号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

文書6の別添5（14枚目）は、調査委託先のコンサルタント企業の社員を含め公開すべきものには該当しない者の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、これらの情報が開示をされた場合、当該個人に対するいわれのない批判を受ける、もしくは他業務への参加を阻害される等のおそれがある。よって、法5条1号及び2号イの規定により不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

エ 文書9の資料1（10枚目）は、マスタープランの方向性が記載された文書であり、資料2（11枚目ないし17枚目）と同様に、策定中のマスタープランの内容の検討経過を示した資料である。通知書に記したとおり、まさに企業固有のノウハウに該当する。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

また、現地でのマスタープランの方向性の協議・検討を進めるに当たり、平成28年2月現在において、ドラフトマスタープランの扱いそのものについて現地NGOが協議を行っている状況であり、受注コンサルタントが作成したアイデア段階の情報を公開することにより、関係者に無用の混乱をもたらす、今後の業務に支障をきたすおそれがある。よって、法5条4号ニの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

資料3（18枚目及び19枚目）は、モザンビーク政府との協議記録であることから、通知書に記載のとおり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとした法5条3号に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。加えて、同文書はモザンビーク政府に帰属する文書であるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

資料4（20枚目）は、「11月の調査予定表」であり、これら情報は、受注コンサルタントが当該業務を実施するに当たり、いつ、誰が、どこへ行き協議を行うか計画や投入が記載されており、まさに企業固有のノウハウに該当する。これら情報が開示されることにより、受注コンサルタントのノウハウが他社に共有されることとなり、競争上の地位が脅かされる懸念がある。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

文書9（2枚目ないし4枚目）の企業名・プロジェクト名及び文書9（2枚目）の契約情報については、プロサバンナHPに掲載済みの報告書（「Interim Reports 2」2.10のTable 2.10.1）に「企業名」「州」「融資金額」「契約栽培の対象作物」が掲載されているが、当該文書にはそれ以外の情報も記載されていることを鑑みると、これらは企業の経営資源・信用に係る重要情報であり、公にした場合、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

オ 文書10ないし文書17の契約情報・企業団体名については、上記エで記したとおり、法5条2号イに基づき不開示とした原処分を維持することが妥当と考える。

カ 文書13の添付資料1（9枚目）には、郡レベルの概要説明協議のスケジュールと派遣要員が記載されており、すなわち、受注コンサルタントの作業手順と投入計画に該当する情報であり、まさに企業固有のノウハウに該当する。これら情報が開示されることにより、受注コンサルタントのノウハウが他社に共有されることとなり、競争上の地位が脅かされる懸念もある。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

キ 文書15（3枚目）で請求されている「民間企業の活動状況」については、通知書に記載のとおり公にされることを前提として提供されたものではない。よって、法5条2号イの規定に基づき当該部分を不開示とした原処分を維持することが妥当と考える。

文書15（6枚目）の郡レベル会議／集会開催状況に関して、インテリムレポートには集会の実施実績及び予定が掲載されているが、当該文書にはこれらに加えて、個々の集会への受注コンサルタントの派遣要員の氏名が記載されている。これは、受注コンサルタントの作業手順と投入計画に該当する情報であり、まさに企業固有のノウハウに該当する。これらの情報が開示されることにより、受注コンサルタントのノウハウが他社に共有されることとなり、競争上の地位が脅かされる懸念がある。さらにこの情報を開示することにより関係者との信頼関係を損ない今後の業務に支障をきたすおそれがある。また、個人を識別できる情報に該当する。よって、法5条1号、2号イ及び4号ニの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

文書16（8枚目）及び文書17（11枚目）で請求されている「民間企業の活動状況」及び「パイロット事業の進捗状況」、DIF（Development Initiative Fund）融資

事業の融資先民間企業の活動経過を示している。この情報は公にされることを前提として提供されたものではなく、民間企業活動そのものであり、公とされた場合には当該法人の競争上の地位及びその他の正当な利益を害するおそれがある。よって、法5条2号イの規定に基づき当該部分を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

ク 文書16（8枚目）の郡レベル会議／集会開催状況については、インテリムレポート（3）に集会の実施実績と計画が掲載されており、この情報と当該文書は完全に同一のものではないが、情報の不開示理由がないことから開示する。

ケ 文書17の添付資料A（2）（10枚目）の所属欄には、団体名が記載されているが、当該団体は自身の名称が公にされることを前提としておらず、機構との関係によっていわれのない批判を受ける可能性がある。よって、法5条2号イに基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

コ 文書18の添付資料1（7枚目）には、企業名の他に、活動地等が示されており、企業名を伏せたとしても、類推できるおそれがある。そもそも、融資公募に係る情報は、応募企業にとって公とされることを前提とされておらず、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

サ 文書19の添付資料1（7枚目）には、マスタープランの更新手順やそれに要する期間等のプロセスが記載されており、まさに企業固有のノウハウに該当する。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

シ 文書20の添付資料-1（7枚目ないし15枚目）は、タイトルのとおり、対話集会の議事録であるものの、本件会議出席者にとって協議内容を含め、自身の氏名や所属、連絡先については公開を前提としていない情報であり、機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え、関係者との信頼関係を損ない今後の業務に支障を来すおそれがある。よって、法5条2号イ及び4号ニの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。また、当該議事録はモザンビーク政府に帰属する文書であるが、同政府は公開しておらず、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反することになり、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

ス 文書21の添付資料-1の付随（10枚目ないし13枚目）、添付資料-2（14枚目ないし16枚目）、添付資料-3の付随（22枚

目ないし27枚目)、添付資料-4の付随(36枚目ないし41枚目)、添付資料-5(42枚目ないし48枚目)は、タイトルのとおり対話集会の議事録及びその関連資料であるが、本件会議の出席者にとって記載されている協議内容は公開を前提としていない情報であり、機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがある。よって、法5条2号イ及び4号ニの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

加えて、当該文書自体は受注コンサルタントが作成したものであるが、モザンビーク政府が開催した対話集会の結果を日本語でまとめたものであり、内容自体は同政府に帰属するものである。当該情報は、モザンビーク政府が公開をしておらず、これを相手国の同意の得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とすることが妥当と考える。

文書21の添付資料-6(49枚目)には、マスタープラン更新に係るスケジュールが記載されており、どのような手順で、どの程度時間をかけて作業を進めるかが記載されており、まさに企業固有のノウハウに当たる。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

セ 文書22及び文書23のいずれの文書についても、開催日については、異議申立書の指摘にあるとおり公表されている情報であるが、協議の具体的な内容については、モザンビーク政府が公開をしていない。当該文書は同政府に帰属する文書であるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

ソ 文書27の添付-1(6枚目)は、異議申立書に記載されているような、7枚目で開示している文書(仮英訳)の原文ではなく、モザンビーク政府が発出した別のレター(仮英訳)である。同文書は公開を前提としていない情報であり、機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え、関係者との信頼関係を損ない今後の業務に支障を来すおそれがある。よって、法5条2号イ及び4号ニに基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

加えて、同文書は相手国政府に帰属する文書であるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合には、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とすることが妥当と考える。

次に、文書27の添付-5「IIAMの農業技術研究発表会のメモ（未定稿）」（10枚目ないし14枚目）について、当該会議は会議参加者に対して、会議結果を広く公表することを確認した上で実施したのではなく、公とされることを想定していない情報であり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。よって、法5条3号に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。加えて、モザンビーク政府は当該会議の記録を公開しておらず、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とすることが妥当と考える。

最後に、文書31の添付資料1（5枚目）について、同文書はモザンビーク政府が発出したレターであり、公開を前提としていない情報である。これを機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え、関係者との信頼関係を損ない今後の業務に支障を来すおそれがある。よって、法5条2号イ及び4号ニに基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。加えて、同文書はモザンビーク政府に帰属する文書であるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とすることが妥当と考える。

タ 文書33の添付資料1（5枚目ないし20枚目）は、表題のとおり受注コンサルタントが作成したドラフトマスタープラン（0）の案へのMINAG（モザンビーク農業省）のコメントであり、その協議内容は、会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え、協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号に基づき不開示とした原処分を維持することが妥当と考える。また、同文書はモザンビーク政府に帰属する文書であるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当である。

チ 文書36の5枚目は、受注コンサルタントが作成したマスタープラン策定スケジュールであり、どのような手順で、どの程度時間をかけて作業を進めるかが記載されており、まさに企業固有のノウハウに当たる。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。また、平成28年2月現在、

ドラフトマスタープランの扱いについて現地NGOが協議を行っている状況において当該文書を開示すると、関係者に無用の混乱をもたらす、今後の業務に支障をきたすおそれがある。よって、法5条4号二に基づき当該文書を不開示とする原処分を維持することが妥当と考える。

ツ 文書37（添付資料1）（5枚目及び6枚目）が記載しているMASA技術審議会議は、モザンビーク農業省内の会議であり、公にされることが想定されておらず、協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずる等、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる可能性がある。したがって、法5条3号の規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。なお、添付文書自体は受注コンサルタントが作成したものであるが、原文はモザンビーク農業省が作成したものである。したがって、文書の内容自体は、モザンビーク政府に帰属するものであるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

また、添付資料2（7枚目ないし9枚目）についても、同様に相手国政府に帰属する文書であるが、これを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

テ 文書38については、変更契約に係る経緯が記載されており、企業固有のノウハウに当たる。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

ト 文書39の6枚目には、マスタープランの策定に向けたスケジュールと調査団配置計画（案）が記載されており、どのような手順で、どの程度時間をかけて作業を進めるのかが記載されており、まさに企業固有のノウハウに当たる。よって、法5条2号イの規定に基づき当該文書を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

ナ 文書40（6枚目ないし17枚目）及び文書41（6枚目ないし14枚目）はいずれもモザンビーク政府が主催した公聴会の記録である。当該会議に参加した団体等は、自身の名称が公にされることを前提をとしていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受け、また他業務への参加を阻害される等の可能性があり、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、同公聴会の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議

を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。さらに、当該文書はモザンビーク政府に帰属するものであるが、これらを相手国の同意を得ないまま公にした場合は、相手国政府の意思に一方的に反し、機構との信頼関係が損なわれるおそれがある。よって、法5条2号イ、3号及び4号イの規定に基づき不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。加えて、同じ会議の記録として作成した文書（文書41添付資料1）についても、言語は日本語であるものの、モザンビーク政府が主催した公聴会の議事録である。したがって、上記同様原処分を維持することが妥当と考える。

また、文書40（20枚目）の添付資料2については、マスタープラン更新スケジュール（案）が記載されており、作業計画が記載されている。よって、本件業務を実施するに当たっての経営資源の管理・配分に係る固有の情報が記載されており、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏えいし、当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。よって、法5条2号イに基づき不開示とした原処分を維持することが妥当と考える。加えて、対外的に本件の最終化は期限を区切ることなく対応することを明言しているものの、機構とコンサルタント側との契約で進めるものである以上、作業上のスケジュールは策定する必要がある。しかし、このような情報が外部に共有されることは、今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。よって、法5条3号に基づき当該文書を不開示とすることが妥当と考える。

## 2 補充理由説明書

- (1) 本件対象文書は文書1ないし文書42の42文書であり、枚数を全文書の通し番号ではなく文書ごととし、不開示とした部分及びその理由は別表1のとおりとする。
- (2) 異議申立人は、文書21の添付資料として特定州レベル公聴会議事録の存在の有無についての確認と開示を要請しているが、特定州レベル公聴会議事録は委託先企業から提出を受けておらず、原処分を維持することが妥当である。
- (3) 別表2の番号1に掲げる不開示部分は、法5条1号、2号イ、3号、4号イ及び二のいずれかに該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。
- (4) 別表2の番号2に掲げる不開示部分は、法5条1号、2号イ、3号、4号イ及び二のいずれかに該当するとして不開示としたが、機構の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより機構の事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

- (5) 文書27の6枚目及び9枚目並びに文書31の5枚目の不開示部分は、法5条2号イ及び4号ニのいずれかに該当するとして不開示としたが、他国から入手した情報であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるものに該当すると認められるので、法5条4号イの不開示事由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| ① 平成28年2月25日 | 諮問の受理                          |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ 同年3月9日     | 審議                             |
| ④ 同月29日      | 異議申立人から資料を收受                   |
| ⑤ 平成30年3月5日  | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月28日      | 諮問庁から補充理由説明書を收受                |
| ⑦ 同年4月12日    | 異議申立人から意見書を收受                  |
| ⑧ 同月24日      | 審議                             |
| ⑨ 同年5月11日    | 審議                             |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1ないし文書42の42文書である。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求にいう「月報」は、PDの委託先企業が月ごとの実績等を報告するために機構に提出するものであるとのことであった。

異議申立人は、本件対象文書のうち、政府及び機構関係者以外の氏名及び個人の連絡先並びに相手国政府関係者及び市民関係者等の署名及びイニシヤルを除く不開示部分の開示並びに文書21の添付資料として特定州パブリックヒアリング議事録ポルトガル語版（以下「特定州議事録」という。）の特定を求めており、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち、上記第3の1(2)ク及び2(3)に掲げる部分は開示するが、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）は、法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、イ及びニに該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 特定州議事録の特定の妥当性について

- (1) 文書21の14枚目ないし16枚目の特定州パブリックヒアリング速

報に対応する特定州議事録の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書はPDに関する平成23年4月以降の業務従事月報をその添付資料とともに全て特定したものである。

イ 特定州議事録は、モザンビーク政府が管理するプロサバンナ事業のウェブサイト（ポルトガル語版）に掲載されている。しかしながら、委託先企業から提出された月報に特定州議事録は含まれていない。

- (2) 本件対象文書を見分したところ、特定州議事録は含まれていないと認められる一方、上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、本件対象文書の中に特定州議事録の存在をうかがわせる事情も特段認められないことから、機構において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 個人に関する情報について

本件不開示部分のうち、文書6の14枚目、文書15の6枚目、文書21の10枚目（11行目）及び46枚目並びに文書40の8枚目（21行目13文字目ないし30文字目）の不開示部分には、外国政府職員を含む調査団、郡レベル会議等への参加者氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

このうち、外国政府職員の氏名等の公表慣行について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、外国政府については局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、なお不開示とすべきとしている部分は、いずれも公表慣行がある職員に該当しないとのことであった。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分は、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条2号イ、3号並びに4号柱書き、イ及びニについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 業務全体の概要等について

本件不開示部分のうち、別表3の番号1欄に掲げる部分には、PDの委託先企業による関係業務全体の概要、進捗状況並びに業務従事者ごとの業務内容及び従事実績等、当該企業がPD実施のために手配した人材の人数及び期間、個々の業務内容並びに検討事項等について具体的かつ詳細な情報が記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、特定プロジェクトを

実施するために必要となる人材及び業務従事日数並びに事業の実施計画及び実施内容が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条1号、3号及び4号二について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) PDの委託先企業から機構への事業の報告内容等について

本件不開示部分のうち、別表3の番号2欄に掲げる部分には、PDの委託先の企業が機構に月報を提出するに当たり、同企業が実施した現地での作業状況、現地政府や関係団体との協議の結果概要及び同企業による所感等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後国際協力事務に必要な情報の入手が困難となるなど、国際協力事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、3号並びに4号イ及びニについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 現地政府から入手した情報について

本件不開示部分のうち、文書6の10枚目ないし13枚目、文書9の18枚目及び19枚目並びに文書37の5枚目ないし9枚目の不開示部分には、PDの委託先の企業が実施した現地政府関係者等との協議に係る議事録の写しが、文書40の18枚目及び19枚目の不開示部分には、同企業が実施した協議での現地政府関係者等による発言内容が記載されている。

また、本件不開示部分のうち、文書27の6枚目及び9枚目並びに文書31の5枚目の不開示部分には、PDの委託先の企業が入手した、現地政府から関係団体に宛てた書簡を同企業が独自に英訳した内容が記載されている。

さらに、文書33の5枚目ないし20枚目の不開示部分には、PDの委託先の企業が入手した、マスタープラン案に対する現地政府のコメントが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、信頼関係を前提に提供された現地政府からの情報等が明らかになり、他国との信頼関係が損なわれ、それに伴い、今後の率直な意見交換が不当に損なわれるなど事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号イの不開示情報に該当し、同条1号、2号イ、3号及び4号二について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 付言

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、原処分には多数の誤記があると認められる。原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、諮問庁は当該誤記を補充理由説明書で修正しているものの、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

## 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号イ及びニに該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、イ及びニに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ並びに4号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条3号及び4号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

文書 1	コンサルタント業務従事月報 (2012年2月分)
文書 2	コンサルタント業務従事月報 (2012年3月分)
文書 3	コンサルタント業務従事月報 (2012年4月分)
文書 4	コンサルタント業務従事月報 (2012年5月分)
文書 5	コンサルタント業務従事月報 (2012年6月分)
文書 6	コンサルタント業務従事月報 (2012年7月分)
文書 7	コンサルタント業務従事月報 (2012年8月分)
文書 8	コンサルタント業務従事月報 (2012年9月分)
文書 9	コンサルタント業務従事月報 (2012年10月分)
文書 10	コンサルタント業務従事月報 (2012年11月分)
文書 11	コンサルタント業務従事月報 (2012年12月分)
文書 12	コンサルタント業務従事月報 (2013年1月分)
文書 13	コンサルタント業務従事月報 (2013年2月分)
文書 14	コンサルタント業務従事月報 (2013年3月分)
文書 15	コンサルタント業務従事月報 (2013年4月分)
文書 16	コンサルタント業務従事月報 (2013年5月分)
文書 17	コンサルタント業務従事月報 (2013年6月分)
文書 18	コンサルタント業務従事月報 (2013年7月分)
文書 19	コンサルタント業務従事月報 (2013年8月分)
文書 20	コンサルタント業務従事月報 (2013年9月分)
文書 21	コンサルタント業務従事月報 (2013年10月分)
文書 22	コンサルタント業務従事月報 (2013年11月分)
文書 23	コンサルタント業務従事月報 (2013年12月分)
文書 24	コンサルタント業務従事月報 (2014年1月分)
文書 25	コンサルタント業務従事月報 (2014年2月分)
文書 26	コンサルタント業務従事月報 (2014年3月分)
文書 27	コンサルタント業務従事月報 (2014年4月分)
文書 28	コンサルタント業務従事月報 (2014年5月分)
文書 29	コンサルタント業務従事月報 (2014年6月分)
文書 30	コンサルタント業務従事月報 (2014年7月分)
文書 31	コンサルタント業務従事月報 (2014年8月分)
文書 32	コンサルタント業務従事月報 (2014年9月分)
文書 33	コンサルタント業務従事月報 (2014年10月分)
文書 34	コンサルタント業務従事月報 (2014年11月分)
文書 35	コンサルタント業務従事月報 (2014年12月分)
文書 36	コンサルタント業務従事月報 (2015年1月分)

- 文書 37 コンサルタント業務従事月報（2015年2月分）
- 文書 38 コンサルタント業務従事月報（2015年3月分）
- 文書 39 コンサルタント業務従事月報（2015年4月分）
- 文書 40 コンサルタント業務従事月報（2015年5月分）
- 文書 41 コンサルタント業務従事月報（2015年6月分）
- 文書 42 コンサルタント業務従事月報（2015年7月分）

## 別紙 2

(1) 機構は、以下の部分の不開示が適法という根拠として、法5条2号イを挙げているが、法5条の趣旨は「文書は開示されなければならない」という点にあり、その下に規定される各号はあくまでも例外要件として示されているにすぎない。つまり、法及び法5条において、開示請求に対しては開示が前提であり、よほどの正当なる理由（各号に記載）がある場合にのみ不開示とすることが認められている。

以下の部分は、当該援助事業の遂行に当たって受注企業によってなされた「業務内容」、「現地調査進捗状況」及び「業務実績や計画」であり、処分庁が主張するような「企業の固有の情報、ノウハウ、競争上の地位、正当なる利益」に該当するものとは到底考えられない。なお、政府・機構関係者以外の氏名や個人連絡先等の開示は請求しない。

むしろ、これらの文書並びに不開示箇所は、国民及び納税者によって支えられる公共事業である一援助プロジェクトの計画／実施／実績の内容とそのプロセスを明らかにするものであり、したがって、援助事業の透明性を向上させる重要な文書と考えられ、積極的に開示されるべきものとする。

ア 本件対象文書のいずれも1枚目の「1. 業務全体の概要等」について、「当月における予定」、「当月における実績」、「翌月の予定」を含め、全面公開を請求する。

イ 本件対象文書の別添1「業務従事者毎の業務内容」について、「業務期間」、「主な業務内容」及び「業務実施場所」の全面公開を請求する。業務従事者氏名・連絡先等は開示不要である。

ウ 本件対象文書の別添2「業務従事者の従事実績／計画」の全面開示を請求する。「氏名」及び「所属」の枠は開示不要である。

エ 本件対象文書の調査進捗状況概況の全面開示を請求する。なお、例えば、文書13の一覧にある氏名や現地の連絡先などは開示不要であるが、担当業務や調査期間等は開示されるべきである。

(2) 文書3の別添3「ステークホルダー・ミーティング協議議事録」について、日時、出席者、プレゼン実施者及び質疑応答内容を含め、全面公開を請求する。

個人名及び職位については、「JICA環境社会配慮ガイドライン」は、「協力事業への幅広いステークホルダーの意味ある参加の確保」を重視しており、事業の説明責任を果たし、情報公開を含む事業の透明性を高め、民主で透明な意思決定・合意形成を行うことが理念・指針として記載されている。特に、社会環境影響の大きい「マスタープラン関連事業」は「基本指針」「重要7項目」の二番目に挙げられ、「相手国等

の環境社会配慮の確実な実施」を担保することが求められている。ステークホルター・ミーティングは、以上の理念を具現化し、指針に沿った事業運用を行うために開催されたものと考えられ、「特定関係者に限定された、記録を一切公開しない非公開・インフォーマル／秘密会議」として開催されたと考えることは難しい。実際、そのような性格の会議、あるいは事前説明の上でなされた会議であったとは思えない。なぜなら、複数回にわたって開催された当該事業の当該ミーティングの初回（平成24年4月開催）分については、参加団体・個人名・協議記録を含め報告書が作成・公開されているからである。したがって、一連の当該ミーティングは、十分に公開性を有する前提で開催された会議と考えられ、「質疑応答」部分、特に「開催挨拶」、「Pro Savanaの説明」及び「マスタープランの説明」は、各機関の責任ある立場の個人によって公に行われたものであり、その名前は開示されるべきと考える。法においても、公務員・行政法人の役員・職員の名前は公開される必要があると記載されている（法5条2号ハ）。

団体名については、文書が全て黒塗りのため、ここで不開示となっている団体名とは、出席者のことか質疑応答部分か定かでないが、上記のとおり、公的な会議への参加であり、氏名が開示されないまでも、団体名まで不開示とする必要はないものとする。第1回時に公表されたものが、それ以外で伏せられる理由も理解できない。なお、他の会議の記録については、団体名はもとより個人名や署名が公表されているものもあり（本人確認済みとも思えない）、会議・文書によって開示・不開示が、恣意的になされている可能性が完全には払しょくできない。「処分庁の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制する」ことが肝要であるが、今回の不開示理由にある「機構との関係によっていわれのない批判を受ける、もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため」との記述は、合理性と具体性に欠け、法の精神を踏まえたものと考えられず、恣意性が示唆される。

議事録については、同様に、公開を前提とする意見交換会ではないという一方、上記のとおり、第1回の詳細は公開されているうえに、一連の会議には地元メディア関係者や国際機関・NGO・（国内外）の研究者も参加しており、その内容が報道されたり、記録・発信・使用されたりすることは禁じられておらず、実際これらのアクターにより既に広く共有されている。さらに、この会議の「成果」は事業の様々な報告書に記されており、やむなく発話者（名・団体）を不開示とするとしても、協議の内容が全面不開示となっている現状は理解できない。さらに、JICAは理由として「協議の具体的な内容が公開された場合、関連事業において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ

るおそれがある」とするが、具体性と合理性を欠く理由であり、これを理解することは困難である。上記のとおり、当該ステークホルダー・ミーティングは、JICAの援助事業を行う際の指針（ガイドライン）を踏まえて実施されたものと考えられ、その協議記録の公開は、同ガイドラインが定める「情報の透明性」だけでなく、「意思決定の透明性／民主性」を示す一助となり、「説明責任を担保」する上で非常に重要なものと考えられる。したがって、むしろ積極的に取り組まれるべきものである。上記の性格を有した農業開発マスタープランに関するステークホルダー会議の記録が「国の安全が害される。他国、国際機関との信頼関係が損なわれる。交渉上不利益を被る」という主張がなされることについては、強い違和感がぬぐえない。やむなく、氏名・団体名を伏せるとしても、全面公開されるべきである。

議事録（相手国政府の署名文書）については、いずれの黒塗り部分もコンサルタントによって作成された日本語の表への日本語の記載箇所と考えられ、モザンビーク政府の署名した文書と考えることは困難である。是非、署名箇所を明示してほしい。万一、事実と異なることが法人文書開示決定通知書（以下「通知書」という。）に書いてあるとすれば、大変深刻な問題と考える。万一、これらが政府署名の文書であったとしても、「相手国の同意を得ぬまま」「一方的に」公開する必要はなく、JICAの側に理解を得るべき責務があることは、上記「ガイドライン」に「目的」として明記されている。

全協議の日時が伏せられているが、この不開示理由は通知書には記されていない。開催日時を伏せなければならないようなステークホルダー・ミーティングは、JICAガイドラインの精神を著しく踏みにじっているものと考えざるを得ず、そのような会議を「ステークホルダー・ミーティングと呼び、公的資金が使われることは一納税者として理解しがたいものである。

(3) 文書6の別添資料について、全面公開を請求する。

ア 別添3「ブラジルでのケーススタディ実績報告」

文書6は全面黒塗りのため、個人名や企業・団体名がどこにどのような形で記載されているのか不明である。「ブラジルでのケーススタディ」ということで、訪問者・訪問先のことと考えられるが、公的資金を使った「ケーススタディ」が行われたのであれば、当然ながら訪問先の情報（場所・種類・企業／団体名・概要）が踏まえられての「スタディ（調査研究）」でなくてはならず、これを非公開として得られる知見がどのようにモザンビークでの協力事業に活用されるのか、疑問を禁じ得ない。公的な資金でこのような「スタディ」を行う場合で、企業・団体情報が秘匿を前提として訪問されることは、上記ガイ

ドラインを踏まえるならば極めて異例と考えざるを得ず、今後の運用の改善が求められる。あえて、JICA事業の一環での訪問を秘匿しなければならない訪問先を「ケース」として選択する、積極的な理由が示されるべきである。

さらに、上記（２）と同様、「機構との関係によるいわれなき批判」「他業務への参加の疎外」が秘匿の理由としてあげられている。日本国民と納税者に支えられる唯一の公的な国際協力機関であるJICAとの関係が、「いわれなき批判」を招くとJICA自身によって書かれていることは、上記ガイドラインを持ち出すまでもなく、社会通念に照らし合わせても理解し難く、具体性と正当性に欠ける説明となっている。

実績報告について、やむなく個人名・企業名等を不開示とするとしても、実績報告のその他の部分の開示を原処分の理由で不開示とすることは、法及びJICAガイドラインの理念に反していると考ええる。

#### イ 別添４「三角協力ワークプランに係る協議議事録」

全面黒塗りのため、個人名がどこに示されているのか不明であるが、政府・JICA職員であれば開示されるべきである。やむなく不開示とされる場合には、その箇所が分かるようにされるべきで、かつ「農業省」「JICA」または職位等は示されるべきである。

協議議事録については、ワークプランは既に公開されており、またステークホルダー・ミーティングが各地で開催されたことを受けて認識されている。JICAガイドラインが重視する「意思決定の透明性」「ステークホルダーの意見の反映」を確認する上で重要な文書であり、不開示理由として書かれている「意思決定の中立性」はむしろ増強されるはずである。相手国政府に関する点は、既に上記（２）で述べたとおりである。

署名・イニシャルについては、異議申立人も同様の懸念を有するため、開示は不要である。しかし、だからこそ今回開示された文書１７及び文書１９で政府関係者だけでなく、市民社会関係者の個人の署名とイニシャルサインが開示されているだけでなく、プロサバナ事業の公式ホームページ上に公開されていることとの矛盾の説明をして欲しい。これらの署名者らがその公開に同意したとは考えられず（同意したのであればその点、教示されたい）、万一同意せぬまま署名やイニシャルサインが今回の文書で開示されただけでなく、日本の援助で支援されている事業の公式ホームページに掲載されているのであれば、明確に深刻な個人の権利の侵害と考え、早急なる対応が不可欠である。

#### ウ 別添５「三角協力調査団員一覧表」

政府・JICA職員の氏名は示されるべきであり、やむなく開示さ

れない場合でも、どこに（「Field」）、いつ、どの機関の何人が訪問したのか程度の情報は不開示にされるべきではない。

(4) 文書9の資料（10枚目ないし20枚目）及び現地調査進捗状況（2枚目ないし4枚目）の全面開示

ア 文書9（10枚目、18枚目及び19枚目）のタイトル・内容の開示。

資料の番号・タイトルすら黒塗りされているが、その理由は示されていない。

文書9（10枚目、18枚目及び19枚目）は、タイトルすら黒塗りされている状態にある。間にある資料2及び資料4が資料番号・タイトルが示されていることから、単純な処理ミスとは考えづらい。不開示理由の内容から、これらが当該事業のコンサルタント向け業務指示書で指示されているとおり、マスタープランに記載される予定であった「QIP（クイック・インパクト・プロジェクト）」や「PDF（プロサバナ開発イニシアティブ基金）」に関するものと考えられる（ただし、不開示理由にこれらの文言は記されていない）。QIPについては、「事業の効率が早く（クイックに）」得られ、事業全体への賛同を獲得するためのプロジェクトとして説明され、当該事業の開始時から、中核的な位置づけが与えられてきた。平成25年3月に完成した当該事業の成果物の一つである「レポート（3）（タイトルはQIP）」で詳細が記され、同レポートをもとに、平成25年2月ないし6月まで現地でステークホルダー会議が開催され、資料の提示とともに詳しい説明がなされており、マスタープラン推進に不可欠なものとして、事業開始時から平成25年5月まで長らく喧伝されてきた。しかし、平成26年5月にQIPの方向性に関する問題が明らかになって以来、当該事業の関連資料から一切の記述が消え、言及されることは皆無となった。今回の開示に当たって、後付け的な理由からQIPの文言が不開示となったとすれば、それは法の精神を踏みにじる、恣意的な運用と言わざるを得ない。もちろん、これは全面黒塗り資料ゆえに、推測の域を出ないことであり、そうでないことを願いたい。

他の文書と同様、政府・JICA職員の氏名は公開されるべきで、企業・団体名も同様である。やむを得ず非公開にするとしても、現状ではどこに何が書いてあるのか一切分からず、その不開示の妥当性が全く検討できず、異議申立ての権利が侵害されている状態にある。これは、前回答申時に情報公開審査会から指摘のあった点でもある。今回、その改善がなかったことは残念である。当該文書がアイデア／案であることは十分明らかで、どのような企業やプロジェクトが事業対

象として検討されたのかは、JICAガイドラインが重視する「意思決定の透明性」において重要な情報である。既に公開されている成果物「インテリムレポート3」では、相当程度詳しい情報が記されており、これらの企業や団体などが、当該事業における情報収集・アイデア・検討段階の中で、当該事業に関心を寄せて情報提供に協力したことは明らかである。検討段階での訪問や情報提供は、日常的に行われているものであり、文書9（10枚目、18枚目及び19枚目）が1頁に満たない分量であることを鑑みても、法5条2号イに当たる企業の競争的地位や利益を侵害するような情報が含まれているとは到底考えられない。さらに、他の文書と同様に「いわれのない批判を受ける」「他業務への参加を阻害される可能性がある」と記載されているが、具体的に「誰から」「どのような理由で」「どのようにいわれのない」「どのような批判」を受けると想定されているのか。誰が「いわれのある批判か、否か」を判断した結果なのか。また、「他業務」とはどのような業務を推定しており、「何ゆえそのことが参加を阻害される」ことにつながり、そもそも「誰が阻害する」のか、明らかではない。具体性と合理性に欠ける不開示理由であり、恣意を排除する努力が行われているとは考えづらい。法は、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」とある。何事にも、的確な理解と批判は当然で、批判が「いわれのあるものか、否か」も含めて、国民・社会に広く検討してもらうために公文書を開示するのであり、事業主体が「いわれのある批判か否か」を判断し、「情報開示の有無」を決定することは、法の趣旨に反していると考えざるを得ない。

イ 資料2「マスタープランの構成事業一覧表（案）」の「プロジェクト名」「目的」「主な活動」「関連セクター／実施機関」の開示。

これらの資料が当該事業に従事するコンサルタントの月報に含まれる添付資料という性格のものであり、完成された最終段階のものでないことは明白である。「アイデア段階のもの」であることは当然かつ自明のことであり、資料にも「（案）」と記載されており、これが「無用な混乱」をもたらすとは到底考えられない。なお、「無用な混乱」を経験する「関係者」が「誰」なのか特定されておらず、その「混乱」が具体的にどのようなものであるのかも明らかではない。このような主張に基づけば、計画段階に関わる公文書の一切が開示されるべきではないということになりかねず、日本国において法が制定されるに至った背景・経緯や実際に運用実績が蓄積されている現状が、一独立行政法人によって軽視・矮小化されかねず、これまで積み重ねられてきた情報公開の努力が後退しかねないと懸念される。既に構成

事業一覧は、「インテリムレポート（3）」にて詳しく掲載されており、これは開示されている。同レポートでは、「プロジェクト名」「背景」「目的」「目標」「期待される成果」「主な活動」「計画期間」「優先地域」「実施」機関／関連機関「関連プロジェクト」「備考」が記されており、資料2の内容（「プロジェクト名」「目的」「主な活動」「関連セクター／実施機関」）よりはるかに詳しいものが開示されている。なお、「当該企業が保有するノウハウの漏えい」も不開示の理由とされているが、通知書を見る限り、資料2に企業名が含まれているとは考えられない（文書9で企業名が不開示とされているのは、2枚目ないし4枚目及び19枚目のみ）。全部が黒塗りされているので推測するしかないが、万一そうだとすれば、法5条4号二の不適切な言及と考えられる。

#### ウ 資料4「11月の調査予定表」

個人名・職位については、上記アで示したのと同様の理由で公開されるべきであるが、やむなく不開示とする場合は職位等が開示されるべきである。

業務内容については、本文書の表の最左列が何を示しているのかについても黒塗りになっているため不明であるが、同頁が「業務内容」の不開示項目に含まれているため、「調査項目」等が記されている可能性が高い。日時あるいは場所かもしれないが、このように不開示の形態や箇所すら黒塗りにされているため、異議申立てをすべきかどうかの判断を行う、あるいはその理由を提示することも困難であり、請求者の観点に基づけば、前回答申を踏まえていない開示の仕方といえる。なお、上記イで示したものと同様の理由で開示されるべきと考えるが、特に本文書は1頁に満たない「調査予定」を示したものであり、「企業の競争的地位や利益が損なわれる」との理由が該当するとは考えづらい。

#### エ 現地調査進捗状況のうち、文書9（2枚目ないし4枚目）の企業名・プロジェクト名及び文書9（2枚目）の契約情報の開示

企業名・プロジェクト名及び契約情報についても当該文書がほぼ全面黒塗りのため、どの部分にどのような形で記載されているのか、全く不明なままであり、不開示の妥当性を判断することが難しい。本文書について検討してきたものと同様の理由により、全て開示されるべきものとする。

当該頁が「進捗状況」の報告であり、契約情報が掲載されているということは、資料と異なり、「案」ではなく既に当該事業の一環として実施されているプロジェクトの契約を指していると考えられる。実際、通知書では、不開示理由として「本事業において実施したパイロ

ットプロジェクトに関する契約情報」である旨が記載されている。つまり、援助事業の一環として実施されているプロジェクトに関するものであり、支援の供与先の名称（企業名・プロジェクト名）が不開示とされることは、「（協力事業の）説明責任・情報の透明性を確保する」という理念や目的・指針に反するだけでなく、開発協力大綱の指針「国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開する」にも反すると考えざるを得ない。これらの指針の趣旨に反してまでも、なぜ資金を提供し支援したプロジェクトの名称や受益企業・団体名を非公開にしなければならないのか、十分納得のいく正当なる理由が通知書で示されたとは考えられない。公的な支援を受けるために、契約を締結した企業に関し、明らかに「企業秘密」に属するわけではない情報は公開されるべきものとする。また、当該「パイロットプロジェクト」が上記「プロサバナ開発イニシアティブ基金（以下「P D I F / D I F」という。）による融資事業を指すのであれば、その融資に関する具体的な契約文書（融資元と融資先企業との間のもの）は現地金融機関により既に開示されており、それより詳しい情報が「現地調査進捗状況」と題する文書に記載されているとは考えられない。なお、「不開示理由」に記される「経営資源」「信用に関わる情報」が何を具体的に指すのか明示されるべきと考えるが、文書16（2枚目及び3枚目）の「不開示理由」で示されている「利息」「融資金額」「融資期間」に関する情報であれば、これらは既にP D I F / D I Fの開始時に、公募条件として公表されており、「利息」と「融資期間」、「融資額の範囲」は企業ごとに違っている訳ではない。それにもかかわらず、これらを「被融資企業にとって公開されることを前提としていないことに加え、経営資源、信用に係る重要情報（で法5条2号イの適用範囲）」とすることに強い違和感を感じる。P D I F / D I Fは、「公募による融資」がうたわれており、通常のコモ事業は、それが融資事業であれ、透明性の確保のため、契約金額や期間・選定理由を含め、公表されることが普通である。万一、これらの情報を前提とせずに公募事業を行っているとするれば、その特別な理由が示されるべきである。なお、J I C Aが承知のとおり、この第一次公募結果は、当該事業の早速なる成果としてJ I C Aを含む事業主体に広く喧伝されるとともに、融資元機関により、企業名・経営者氏名・融資金額がメディアに向けて発表され、相手国内外に広く報道されている。そのことを承知の上で、上記のような「不開示理由」が示されることに、強い違和感を禁じ得ない。また、平成27年8月の市民社会による現地調査の際に、J I C Aの便宜供与を受けてP D I F / D I Fの特定融資元金融

機関を訪問した際、同機関の担当者は契約書を含め積極的に情報開示をしようとしたが、同席したJICA担当者がこれを止めようとしたこと、これに対し調査者らが強く抗議し金融元も理解を示し、結局開示されたことがあきらかになっている。なお、当該プロジェクトがP D I F / D I Fである場合、その原資の7割は日本政府が相手国政府に供与した「食糧援助」の「見返り資金」となるが、その運用は両政府で決定することになっており、かつ通知書に書かれているとおり当該援助事業の一環として実施され、JICAがその運営に関わっている以上、日本国民・納税者に積極的に情報開示されるべき、公的支援事業として位置づけられるものと考ええる。

- (5) 上記(4)エで示した点と同様の趣旨から、次の文書の契約情報・企業団体名の開示を再請求する。

文書10(3枚目及び5枚目ないし8枚目)、文書11(2枚目)、文書12(3枚目、4枚目及び6枚目)、文書13(3枚目)、文書14(2枚目、3枚目及び6枚目)、文書15(2枚目及び3枚目)、文書16(1枚目ないし6枚目)及び文書17(1枚目ないし6枚目、10枚目及び11枚目)

- (6) 文書13の添付資料1「Pro Savanaと農業開発マスタープランの概要説明協議のための郡会議実施計画」(9枚目)の全ての箇所の開示を再請求する。

やむなく氏名・職位の一部が開示とされとしても、実施計画が黒塗りされるのはおかしい。

文書13(9枚目)を見て分かるとおり、「郡レベルの概要説明協議の実施計画」が「特定企業の経営資源の管理・配分に係る固有情報」であり、その開示が「当該企業保有のノウハウの漏えい」に当たると考えることは極めて難しい。特に、左列の情報は、いつどこで協議を開催するかの予定や車の数の情報に過ぎず、かつ既に終わった協議の情報である。通知書に記載されている「不開示理由」は、本文書の不開示の理由として適当なものと考えられず、法の趣旨を十分踏まえていないものと考えられる。

- (7) 文書15(3枚目)、文書16(8枚目)及び文書17(11枚目)のいずれも民間企業の活動状況の全ての箇所の開示を再請求する。

文書15の他の不開示部分(2枚目)について、通知書では「パイロットプロジェクトに関する契約情報の記述」があると記されているため、次頁にあたる3枚目の「民間企業」は、上記P D I F / D I Fの融資先企業と考えられる。上記(4)で示したとおり、公的資金で支援されるプロジェクトの進捗状況は、公益性がある情報と考えられ、やむなく企業名を不開示とするとしても、開示されるべきものとする。取り分け、

平成25年4月の段階では、第一次募集の対象企業のことと考えられ、最初の融資事業がどのような可能性と課題に直面しながら進捗したのかについて理解されることは、公的資金運用の改善の観点からも重要である。いかなる事業も、「トライアル&エラー」はつきものであり、正当な情報処理から改善に資する正当なる問題提起が生まれるものであり、その前提で積極的な開示が望まれる。

- (8) 文書15(6枚目)及び文書16(8枚目)の添付資料B「Pro Savana計画のマスタープラン(案)概要説明の郡レベル会議集会開催状況」の全ての箇所の開示を再請求する。

上記(2)で示したとおり、「JICAガイドライン」において環境社会配慮が最も重視されなければならないとされているマスタープラン事業の「情報公開/透明性」「説明責任」の担保のために開催されたと考えられる「概要説明の郡レベル会議」の「日時・場所・参加者人数」を、法5条2号イ及び4号ニに基づいて不開示とすることは理解しがたい。上記のとおり、「出席者名」も政府・JICA職員については開示されるべきであるが、やむなく不開示とする場合でも、日時等の情報が「公開を前提としていない情報」のため「関係者の不利益」「関係者との信頼関係を損なう」という論理立ては、表を見る限り適切とは思えない。むしろ、驚くべきことは、これらの会議/集会が、「公開を前提としない」つまり、「非公開の会議」と主張されている点である。現在、JICA並びに相手国政府は、これらの会議/集会について、当該事業の対象全19郡で行われた「地元住民/農民との対話」として喧伝してきた。その際に、「非公開の会議」として説明された様子はなく、むしろ、その後当該事業により発表された各種の文書(「コンセプトノート」)では、これら会議で集められた意見の重要性が強調され、それらが反映されたのが、当該「ノート」であり「マスタープラン・ドラフト初稿」であると説明されてきた。なお、当該事業の成果文書「インテリムレポート(3)」では、既に開催日・場所・人数は公開されており、実際に積極的に開示されてきた情報と今回の情報請求結果(不開示通告)に見られる主張の矛盾について、合理的な理解を得ることは困難である。

- (9) 文書17の添付資料A(2)参加者リスト(10枚目)の出席者の名前や連絡先(Contact Number, E-mail Address)は開示されるべきではないが、所属団体程度の情報は開示されるべきである。

他の協議記録と同様の理由から開示されるべきである。取り分け、「協議結果(コミュニケ)」と称される文書が、文書17(8枚目及び9枚目)に市民社会側の署名者名・団体名・署名・イニシャルとともに

全面開示されており、何を協議し合意したのかだけでなく、「誰と協議し合意したのか」の情報が不開示となっている点で、バランスを欠いている。なお、このコミュニケのタイトルは、「調査対象地域2州の市民社会プラットフォームとの協議結果」となっているが、署名しているのは「特定州市民社会プラットフォーム」だけであり、それ以外の州のプラットフォームの団体名も署名もない。また、この協議会には二つの州のプラットフォーム以外の市民社会組織も参加しており、文書17（10枚目）の団体名が示されないことで、協議会全体の記録としての不透明性を生じさせる結果となっている。なお、上記の「コミュニケ（協議結果）」が協議会と同じ日に発表され、署名されている点も含め、疑念を生じさせやすく、出席名簿の積極的な開示を要請する。

- (10) 文書18の添付資料1「PDFによる第2次融資公募の応募状況（7月21日締切）」（7枚目）の企業名を伏せる形での開示を要請する。

企業名を伏せることによって、「応募企業の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」との不開示理由は避けられると考える。また、詳細を開示すべき理由は、上記（4）及び（7）と同様である。

- (11) 文書19の添付資料1「マスタープラン最終化に向けたステークホルダーとの対話：協議実施計画」（7枚目）の全面開示を請求する。

文書19（7枚目）の表の中身は、ステークホルダーとの対話・協議実施計画であり、「特定企業の経営資源の管理・配分に係る固有の情報」「当該企業の保有するノウハウ」と到底考えられず、法5条2号イをあげて不開示とすることは不適切である。

- (12) 文書20の添付資料1「特定郡でのProSavanaマスタープランの対話集会議事録」及び英文訳（7枚目ないし15枚目）の署名・サインは開示不要であるが、やむなく政府・JICA職員以外の氏名が不開示であっても、団体・企業名・所属は開示されるべきである。

#### ア 企業・団体名

企業・団体名がどのような形で掲載されているのか全く不明であるが、文書3について、上記（2）と同様の理由により、これらの開示を求める。本「対話集会」は、元々当該事業で予定されていなかったものである。しかし、事業の透明性・説明責任のあり方に疑義が出るとともに、平成24年ないし2013年度のステークホルダー会議や平成25年2月ないし6月の郡レベル説明会が「説明」に終始したため、JICAガイドラインに記される「民主的統治の原則」に基づき「民主的で透明な合意形成」のため、「情報の公開」が担保される中で「幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し」、「ステークホルダーの意見の反映」を実現すること

が困難であった。これらの点に関する現地・日本の市民社会からの指摘を受けて、当該「対話」が日本政府のイニシアティブで新たに企画・実施された。既に開示されている当該事業のコンサルタント業務指示書においても、平成25年9月に終了するはずだった当該プロジェクトが、現在まで延期された理由として「現地市民社会との対話の重視」が掲げられ、指示内容の変更が行われている。つまり、当該事業期間を延期し公的資金の支出が膨らんだとしても、「幅広いステークホルダーの意味ある参加」「意思決定プロセスの透明性」の確保を行うことで事業の運用を改善し、成果の妥当性を確保するために開催されたものであると考えられる。

以上の本集会開催に至る背景・目的を踏まえると、「対話」である以上、「対話者」が誰であるのか、どのような経緯でこれら「対話者」が選択され招待されたのかを公開することは、当該「対話集会」並びに事業の「民主的な合意形成／意思決定プロセスの透明性」の向上に重要な役割を果たすと考えられる。

なお、同じ時期に同じ内容、同じ州内の別の郡で行われた「マスタープラン公聴会」については、文書21の添付資料1では、全く黒塗りされないまま「参加団体の全て、政府関係者を含む全参加者の職位（例：特定郡経済振興局技師、特定郡農民連合代表、特定郡農民連合代表、特定機関ディレクター、特定郡伝統首長、特定機関書記長等）、議事録の全て（一切黒塗りなし）、冒頭の政府側挨拶・説明内容と発話者（例：プロサバナ事業特定州担当フォーカルポイント）、質疑応答の内容、コメント要約、協議された他のテーマとその協議結果、本議事録署名者の氏名・職位・所属（署名はなし）」の情報が記載されている。

つまり、同じマスタープランの同じ州内で先行的に行われた郡の「対話集会」と全く異なる対応となっている。その矛盾についての説明は、通知書には記載されていない。

#### イ 議事録，参加者リスト

連絡先情報の開示は不要であり、やむなく政府・JICA職員以外の関係者名の記載を行わないとしても、上記アと同様の理由から開示を再請求する。また、上記アで示したとおり、文書21の添付資料1では、参加者の所属と職位、署名者名を含め、黒塗りなく公開されており、同様の対応とされるべきである。

一方の協議議事録であるが、上記アで示した経緯と理由、そして上記（2）で示した理由から、当然ながら文書21と同様の措置（全面開示）を再請求する。

上記アで示した経緯と理由、そして上記（2）で示した理由から、

全面開示を再請求する。

(13) 文書21について

ア 文書21の添付資料-1の付随(10枚目ないし13枚目)の「参加者所属先」「討議記録」部分, 添付資料-2, 添付資料-3の付随(22枚目ないし27枚目)の「参加者所属先」「協議結果」等, 添付資料-4の付随(36枚目ないし41枚目), 添付資料-5(42枚目ないし48枚目), 添付資料-6(文書49枚目)の「標題タイトル」「活動(Activities)」「予定日程(Expected date)」の全ての箇所の開示を再請求する。

(ア) 文書21の添付資料-1の付随(10枚目ないし13枚目)の「参加者所属先」「討議記録」部分, 添付資料-3の付随(22枚目ないし27枚目)の「参加者所属先」「協議結果」等及び添付資料-4の付随(36枚目ないし41枚目)については, 団体住所・連絡先は不要であるが, 参加した企業・団体の名称は, 上記(2)及び(12)に示した理由により, 開示されると考える。

ヒアリング速報に記される「協議内容」の記録について, 通知書は「本件会議の出席者にとって該当部分に記載のある協議内容については公開を前提としていない情報」であると定義し「関係者への不利益を生じるおそれがある／関係者との信頼関係を損なう」として, 全面不開示としている。しかし, 同じ集会の記録である「特定州特定郡での公聴会議議事録」は, 添付-1で全面開示されており, ホームページ上でも公開されている。

つまり, 同協議は, 「公開を前提」として開催された可能性が極めて高い。この大きな矛盾について, 合理的かつ納得のいく説明はされておらず, 法5条2号イ, 法5条4号ニの不適切な濫用との疑いを禁じ得ない。

万一, 開示されている議事録(7枚目ないし9枚目)と速報(10枚目ないし13枚目)の内容に何らかの齟齬があったとしても, その齟齬を含めて「記録」であり, 前者が全面開示され, 後者が(協議部分について)全面不開示とされることは, JICAが掲げる「情報の透明性」に反すると考える。

同様のことが, 開示されている添付資料-3及び添付資料-4と不開示の各資料の付随文書「速報」についてもいえる。つまり, 同じ趣旨の会議が, 開催場所と記録の種類によって, 通知書に示されない別の何らかの理由で開示・不開示となっている矛盾である。

(イ) 添付資料-2(14枚目ないし16枚目), 添付資料-5(42枚目ないし45枚目), 添付資料-5参考(46枚目ないし48枚目)については, 上記アと同様の理由により, 同様の開示の請求に

加え、下記の理由により開示を請求する。

今回の開示・不開示に当たって分かったことは、当該事業のマスタープランの「公聴会」「協議」において、一部の郡レベルのポルトガル語の議事録が開示・公開される一方、これらの郡を束ねる州レベルの議事録が全面的に不開示とされている点である。その理由については、通知書には記載されておらず、法の不適切な運用の可能性が高い。

なお、各議事のファシリテーターを務め、当該事業のカウンターパートである相手国の州農業局長（その多くが当該事業の一環で来日・研修を受けている）の氏名まで黒塗りされている点は、疑問を禁じ得ない。

(ウ) 添付資料－６（４９枚目）の「標題タイトル」「活動」「予定日程」については、資料のタイトルすら黒塗りされ、当該事業に関わる活動とその予定日程が全面的に不開示とされている理由について、通知書では他文書と同様の理由が貼り付けられているにすぎず、十分説明責任が果たされているとは考えられない。公開されるべき情報と考える。

イ 「特定州レベルの公聴会議事録」の存在の有無の確認（速報は添付資料－２にある）

他州と同様、特定州で州レベルの会議が開催されたことは、「速報」（１４枚目ないし１６枚目）で確認できるものの、特定州で作成され不開示となったポルトガル語の「議事録」（郡レベルでは開示）は、今回開示実施文書には含まれていなかった。この「特定州レベル公聴会議事録」の存在の有無についての確認と開示を要請する。

(14) 文書２２の添付資料－１（６枚目ないし８枚目）、添付資料－２（９枚目ないし１２枚目）、添付資料－３（１３枚目ないし１５枚目）及び添付資料－４（１６枚目及び１７枚目）のタイトル、開催日時・場所・参加者・議事・議事概要の全て、添付資料－５（１８枚目及び１９枚目）のタイトル、日時場所、参加者氏名（属性は開示）、留意点（Note）、開催挨拶（Opening）、討議（Discussion）の全て及び添付資料－６（２０枚目及び２１枚目）のタイトル、日時、目的（Purpose）、参加者、主要スピーカー、発表者、Q&Aの全て並びに文書２３の添付資料－１（６枚目ないし１０枚目）と添付資料２（１１枚目ないし２１枚目）の資料タイトル、開催日時、議事及び議事概要の全てについて、全ての箇所の開示を再請求する。やむなく政府・JICA職員以外の参加者氏名が不開示となる場合でも、所属・職位の開示を再請求する。

ア 文書２２に添付の全資料（添付資料－１ないし添付資料－６）

「タイトル」、「開催日時」、「開催場所」、「参加者」、「議事（プログラム）」、「議事概要」、「留意点（Note）」、「開催挨拶（Opening）」、「討議（Discussion）」、「目的（Purpose）」、「主要スピーカー」、「発表者」及び「Q & A」の全てが黒塗りされているが、通知書に示された不開示理由が、これら全ての情報の不開示の理由として合理性と正当性を有していると考え難い。

これらの資料は、6回にわたる何らかの会議の開催記録と考えられるが、タイトルや日時場所や目的・議事が不開示となっているため、不開示が妥当なものであるかどうかの判断すら不可能となっている。

平成25年11月分の記録文書という点を踏まえると、既に公開されている他のJICA資料から、これらが当該事業で策定中の「マスタープラン」の「コンセプトペーパー」に関する、農民組織や市民社会組織とのミーティング（特定市開催）に関する記録と考えられる。もしそうであるならば、これらのミーティングの概要については、JICA自身により「対話の成果」として、日程・団体名を含む情報が資料に記載され、広く公開されている。

つまり、情報公開請求に対しては、日付・団体名も含めて法の例外条項を利用して「公開を前提にせず」「機構との関係でいわれのない批判を受け」「利益を害する」と不開示とし、自らの都合で広報に使う時は相手の了解も得ないままに公開している可能性が示唆されている。

なお、不開示文書が以上のいずれの会議の資料かは（またそれに合致したものも含め）不明であるが、特定月日の特定団体等との会議並びに一連の特定市での会議は、特定農民組織や特定市民社会組織によって主催・共催されている。これらの団体は、「政府と非公開を前提とした会議をした」と認識しておらず、その会議の結果はこれらの組織によって既に広く社会に共有されており、特定月日の特定市での会談の内容も含め、広く公開されるべきとのことであった。

なお、「相手国政府が署名した政府文書である」との主張については、これらの特定農民組織や特定市民社会組織によれば、「会議録の署名をしないこと」が同意された上で開催されており、相手国政府のみが署名したと考えることは困難である。さらに、添付資料-1は日本語で作成されており、これに相手国政府が署名したとも考えづらい。

あまりに黒塗り部分が大きいと、上記はいずれも推測の域を出ないが、これら6つの添付資料に関する開示／不開示の在り方は、法並びにJICAガイドラインの運用手法として、大変深刻な問題を示唆している可能性がある。

特に、これらの記録が上記のとおり、JICAが公表し宣伝してきた「マスタープランのコンセプトノートに関する農民組織・市民社会組織との協議」のものであるとすれば、その協議相手・内容・結果が示されることは、ここまで示したとおり事業の「意思決定の透明性」を担保する上でも、他の協議・対話・集会を開催することと同様、かつ同程度に重要であると考ええる。

イ 文書23の添付資料-1及び添付資料-2

文書22の添付資料と同様の理由で、全面開示を請求する。

なお、これらの資料もほとんど全てが黒塗りのため同様に推測の域が出ないが、JICA公開資料から、特定州市民社会プラットフォームとの第4回会議（特定月日）及び第5回会議（特定月日）のものと考えられる。

万一そうであれば、事情を知らなければ、あえて添付資料の中身を推測することも不可能なタイトルや概要の不開示の在り方は、法や審査会によって平成27年9月9日に公布された答申の趣旨に反するものと考えられ、請求者の権利の侵害と考える。今回、これらの点が理解され、適切に対処されなかったことは極めて遺憾である。

(15) 文書27（6枚目、9枚目及び10枚目ないし14枚目）及び文書31の添付資料-1（5枚目）の全ての箇所の開示を再請求する。やむなく政府・JICA職員以外の参加者氏名が不開示となる場合でも、所属・職位の開示を請求する。

ア モザンビーク政府関係機関が発出したレター（文書27の6枚目及び9枚目）

7枚目には、「DPAから特定市民会議プラットフォームへのレター-2」が全面開示されている。書面の末尾には、特定州農業局長の名前が出されていることが分かる記載がそのまま開示されている。なお、同局長は、政府職員・幹部に当たる人物であり、当該事業のカウンターパートの中核を占め、JICAの招聘で何度も来日している。

もし、6枚目がこのレターの「原文」あるいは、同レターの前に出された「レター1の原文」であるとするならば、差出人は同じと考えられ、仮訳に名前が開示されているのに、原文の名前が不開示にされることが、法5条1号の趣旨に沿うとは考えられない。

団体住所・連絡先を不開示にする理由が他の文書（上記（2）等）と同様に記されているが、9枚目の「特定市民会議プラットフォームからDPAへのレター」の差出人名と団体住所・連絡先が開示されていることとは矛盾する。しかし、これを不開示情報に含めなかった理由は通知書には書かれていない。

一方、「州農業局長から市民社会宛レターの原文」の不開示につい

てであるが、「公開を前提としていない情報」のため「関係者の不利益が生じる」「関係者との信頼関係を損なう」というが、ではなぜ市民社会側からのレターは開示されているのかの矛盾について、通知書は説明しない。

相手国社会でも、政府による署名入りのレターは「公的なもの」であり、本件の州の最高責任者である局長による州市民社会連合宛の書簡である以上、「非公開のもの」と考えることは難しい。当該援助事業「マスタープラン・コンセプトノート」に関連する書簡が、「秘密書簡」あるいは「親書」として届けられたと考えることも困難である。また、宛先のプラットフォームは、200を超える加盟団体を有する市民社会組織の連合体である。書簡は議長宛でもなく、「プラットフォーム」宛であり、組織内外で広く共有されることが前提として届けられたものと考えられる。なお、実際同プラットフォームは、この書簡を相手国内外かの市民社会組織と電子共有している。

なお、「州農業局長から市民社会宛レター原文」は、数種類あるものと考えられ、特に「レター1」「レター2」が存在することは開示文書から推測されるが、今回不開示になったものは1点しかない。同じ事業の続き番号の「レター原本」の一方しかJICAが持っていないとも考えられず、この公開を要請する。

イ 添付-5（文書27の10枚目ないし14枚目）

発表会は、マスコミや大学関係者・研究者、各国援助機関、市民社会組織や農民組織が参加して実施されたものであり、その概要は報道機関・研究者・市民社会によって広く共有されている。「公開を前提としない」発表会であれば、招待状や開催中にその旨が主催者によって説明されるべきであるが、されていない。結果として、この発表会は出席した多様な参加者によって録画・撮影がなされており、「公開が前提でない」のであれば、それらは禁じられているはずである。

発表会は、プロサバナ事業の一環の別の事業である「ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト（PI）」の「中間成果報告」としてJICAの支援によって開催されており、研究発表会の趣旨として「研究成果の幅広い普及」が掲げられていた。これらの点を鑑みても、JICA事業の一部として広く開示されるべき情報である。

なお、「理由」には示されていないが、万一「未定稿のメモ」のために不開示を希望するとしても、既に述べたとおり「意思決定プロセスの透明性」のための情報公開であり、この主張は当たらないものとする。

ウ 添付資料1（文書31の5枚目）

タイトル部分は黒塗りだが、通知書では、「モザンビーク政府関係機関が発出したレター」と書かれている。上記アと同様の理由で全面開示を請求する。

- (16) 文書33の添付資料1（5枚目ないし20枚目）の全ての箇所の開示を再請求する。

当該資料は「（農業開発）マスタープランのドラフトゼロ」に対する相手国農業省のコメントであり、15頁に及ぶ重要文書である。このdの部分に署名があるのか定かでないが、当該頁について通知書に個人名についても不開示にしたとの通告はない以上、本文書が「相手国政府関係者が署名した文書」でないとすれば、通知書に示された主張は該当しないことになり、当然ながら開示が不可欠である。

内容については、本資料はJICAガイドラインが理念とする「意思決定の透明性」を示す公文書と考えられ、相手国政府への要件提示と支援が重視される同ガイドラインが機能しているか否かを示せる良い機会であると考ええる。

- (17) 文書36（5枚目）の全ての箇所の開示を再請求する。

上記（4）と同様、以上を理由として不開示とされることには強い違和感を禁じ得ない。通知書によると、「マスタープラン案に関するスケジュール」であって、「アイデアだから企業のノウハウ」であり、「この漏えいは利益侵害」との論理展開は合理性と妥当性を欠いていると考える。

また、「アイデア段階の案を公開すること」が「無用の混乱をもたらし、機構への信頼が損なわれる」とあるが、そこまで主張されなければならないほどの影響力をもったスケジュールであれば、むしろ積極的に開示され、「意思決定プロセスの透明性」を確保するため、また「意味のある参加」を確実にするため、日程部分も含めた意見を幅広いステークホルダーにもらうべきものであると考える。

なお、当該文書は、タイトル部分も含めて全面黒塗り状態にあり、通知書にはタイトルを予想できる記述（マスタープラン案に関するスケジュール）がなされているが、それを見ない限り文書の内容を推察することすらできない状態にあることに疑問を禁じ得ない。左縦長部分という通常とは違和感のある箇所に記載されていたと考えられるタイトルがわざわざ消されていることから、全面的に黒塗りにした際の事務処理上のミスと考えられず、黒塗り担当者の意図によってなされたものと考えざるを得ない。

原処分が多発している「各文書のタイトルの不開示」は、法の観点からも、JICAガイドラインの観点からも、開発協力大綱の観点からも、非常に問題である。

(18) 文書37の添付資料1の日時・場所・概要(Discussions and Comments)の全ての黒塗りの開示, 添付資料2の「コメント者(Commenter)」、「番号」「コメント内容(Comments)」「対応(Corresponding)」全てが黒塗りであり, これらの全面開示を求める。やむなくコメント者名が伏せられるとしても, その組織名等の属性は示されるべきであり, コメント内容と対応の開示がなされるべきである。

ア 添付資料1

相手国の署名がどこにあるのか不明であり, 不開示理由が妥当かの判断ができない。具体的にはどの箇所に署名があるのか示してほしい。万一署名がない場合は, 不開示理由は妥当性を欠くということになり, 全面開示なされるべきである。

なお, 本資料は英語で作成されており(相手国はポルトガル語が公用語), かつ農業省のレターヘッドなどを使った形跡がなく, 標題は日本語で印字とされていることから, 当該事業のコンサルタントが作成したものである可能性がある。これも全面黒塗りゆえ, 推測の域を出ないが, 万一そのとおりであれば, 不開示理由は妥当性を欠くだけでなく, 虚偽の理由が示されたことになり, 大変深刻である。

当該事業のコンサルタントが業務の一環としてこの会議に参加したのであれば, 日時・場所・会議の名称(原文が黒塗りされている)の開示は積極的になされるべきである。

また, 「概要(Discussions and Comments)」について, やむなく発言者名を提示できないのであれば, これらを伏せる形で開示することも可能と考える。

なお, 会議名すら黒塗りされているため, 同省の技術審議会の議題が何であったのかは不明であるが, 前後の開示文書と「コメント対応表」という趣旨を踏まえると, 当該事業の成果物である「マスタープラン」の「ドラフトゼロ」に関する議題と考えられ, 既に繰り返し提示したように, 最も「意思決定の透明性」が重視されるべきものであり, 積極的に開示されるべき文書と考える。

イ 添付資料2

「コメント者(Commenter)」、「番号」「コメント内容(Comments)」「対応(Corresponding)」の全てが黒塗りであり, これらの全面開示を求める。やむなく, 政府・JICA関係者以外の氏名が不開示となる場合でも, 「属性」と「コメント内容」と「対応」は示されるべきと考える。

なお, 添付資料2も日本語の標題と英語の表となっており, 添付資料1と同様, 当該事業のコンサルタント作成のものである可能性が否

定できない。特に、この表には、タイトル箇所に英語すらなく、①元々あった英語やポルトガル語の原題をわざわざ修正液等で消し、さらに日本語のタイトルを、手書きではなく、印字したものを貼り付ける等の作業を行った、②あるいは書かれていなかったところに印字したと主張されるとしても、そこまでして事務的に日本語の標題を入れる理由は見当たらない。月報の宛先は英語ができ、そのまま送付しても問題ないものとする。以上から、万一本文書が当該コンサルタント作成の文書であるとすれば、通知書の理由は妥当性を欠くだけでなく、虚偽の理由が示されたことになり、大変深刻である。

以上、いずれの資料にもいえることであるが、上記（17）で示したとおり、相手国の情報公開を支援するのがJICAガイドラインで示されるJICAの責務であり、「一方的に反する」必要はなく、むしろガイドラインの理解と適応の周知徹底こそが本事業でも試みられるべき点であるが、このような努力が行われているとは考えづらい理由文が提示されていることは大変残念である。

（19）文書38（3枚目）の（5）は、そのタイトルも内容についても黒塗りされているが、個人の氏名以外の情報の開示を請求する。

これについては、何が伏せられているのか判断できないため、具体的な理由を示すことはできないが、他の文書と同様の理由から開示を請求する。

（20）文書39の添付資料2の全面開示を再請求する。

当該頁に何が記載されているのか、ほとんど見えない状態であるが、通知書では、「業務内容・業務計画・調査進捗状況・現地国内作業の区分、調査期間」と記載されており、わずかながら表の真ん中部分に「行動（Action）」、右端に「参加者」と見える。他方、同じ通知書では、「個人名の不開示」に関して当該頁は含まれていない。

法の趣旨を踏まえ、開示を前提として、不開示部分は例外として極力減らす措置がなされていれば、このように細かく推測する必要はないが、いずれにせよわずかな情報で異議申立てをする側の立場から、開示したところで「企業の利益を侵害」するものとは考えられず、類似の他文書と同様に全面開示を請求する。

なお、万一政府・JICA職員以外の氏名が含まれている場合、その開示は不要である。

（21）文書40の添付資料1（6枚目ないし19枚目）及び添付資料2（20枚目）、文書41の添付資料1（6枚目ないし9枚目）の大臣の冒頭スピーチ及び参加者発言要旨並びにProSavana事務局作成議事録（英文仮訳）（10枚目ないし14枚目）の全ての箇所の開示を再請求する。

ア 文書40の添付資料1, 文書41の添付資料1及びProSavana事務局作成議事録(英文仮訳)について

やむを得ず, 政府・JICA職員以外の個人名が不開示となっても, 企業・団体名, 議事録の中身は公開されるべきである。

その理由は, 既に上記(2), (12), (13)と同様であり, JICAガイドラインが重視する「意思決定プロセスの透明性」を担保するため, 積極的に開示されるべきである。

なお, 本「公聴会」は, それ以前の「対話」プロセスが依然として不透明であったことを問題視されたことを受けて, 以前のものより公開性について努力された会議であった。開催呼びかけは, 農業省によってインターネット・新聞紙面・ラジオ上で行われ, JICAからも「誰でも参加可能」であったことが強調されている。したがって, 参加者が「公にされることを前提とされない協議会」であったとの主張は疑問である。特に, それまでの「対話」は公用語では法的な意味を伴う「公聴会」とは呼ばれておらず(日本語・英語では公聴会の訳語が当てられていたが), 特定年月に行われた一連の「公聴会」が初めての「正式な公聴会」であり, 当然ながら, 参加者は同プランに関する自らの意見を表明し, プランへの反映を求めるために出席するのであって, その意見が「公にすることが前提とされていない」となれば, 何のためにこの「公聴会」が開催されたのか不明である。この不開示理由は, 妥当性を欠くと言わざるを得ない。

なお, 「公聴会」はメディアに公開されており, 特に文書41の添付資料1には相手国内外の報道機関やソーシャルメディア関係者が出席し, その様子はテレビ・新聞だけでなく, インターネット上でも広く報道されている。それを, 「公にされることを想定されていない」「協議の具外的な内容が公開された場合に関係者との会議に支障を来す」「率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる」との理由が掲げられ, ほぼ全面黒塗りされるのは, 理解しがたい。

また, 文書40の添付資料1(6枚目ないし17枚目)及び文書41の添付資料1は全て日本語で作成されており(おそらく文書40の添付資料1(18枚目及び19枚目)も同様と考えられる。), これが理由として掲げられるように, 「相手国政府関係者が署名した文書」であると考えすることはほとんど不可能である。万一, 相手国政府関係者が署名したのであれば, その箇所を明確に示してほしい。普通に考えて, 日本語の文書が読めない相手国政府関係者が署名すると考えられず, 万一そのようなことがあったとしても, さらにこれらの文書が「相手国政府に属する」との理由付けは, 正当性を欠いているばかりか, 虚偽である可能性が示唆されている。

なお、文書41のProSavana事務局作成議事録（英文仮訳）も、書類としての連続性と標題が日本語になっていることを鑑みても、当該事業のコンサルタントが作成したものと考えられ、「相手国政府に属する」と考えるのは困難である。

なお、これら（特定年月以降の）一連の「公聴会」の費用をほぼ全額をJICAが負担しており、三角協力のもう一翼を担うブラジルが一銭も払っていないことから、日本のイニシアティブが大きかったことが分かる。日本の公共事業の一環として行われた広く公開された「公聴会」の記録であり、日本の納税者としての立場からも、この記録が全面公開されるべきと考える。

#### イ 文書40の添付資料2

タイトルすらも黒塗りにされているため、全く何の資料か不明であるが、通知書に「業務計画」に関するものであることが示され、他と同様の理由、つまり当該事業のコンサルタントの「企業の経営資源やノウハウ」であるとの理由が示されているが、上記（1）で示したとおり、これが妥当性を持つ理由とは考えられない。

なお、個人名等は含まれていないことが、通知書の「理由欄」からも推察される。そうであればなおさらのこと、全面開示されるべき文書であり、不開示理由は合理性と妥当性を欠いていると考えられる。

また、不服請求を行うことを極めて困難にするタイトルを含めた全面黒塗りは、法の趣旨に反するものである。

(22) 以上、本件対象文書の不開示箇所について、再開示請求の具体的な内容と理由を、機構による通知書を踏まえ、上記に示した。

この作業は大変骨の折れるものとなり、他の人たちの協力を得て作成した。機構として、平成27年9月9日の答申結果を真摯に受け止め、組織が一丸となって改善に取り組んだのであれば、多くの箇所に関する不開示（黒塗）り）や本異議申立ても不要だったと思う。

冒頭にも示したが、法の趣旨は、「開示が原則」で、「不開示はあくまでも例外」である。また、情報公開請求は、国民主権に根ざしたものであり、請求者（異議申立人）の権利を尊重し、その権利の行使を容易にするための配慮が不可欠であることが、法並びに答申にも詳しく記載されている。

本件対象文書を検討して分かることは、法の趣旨に基づき、「開示を前提として、不開示部分だけを黒塗しした」ものではなく、「不開示が前提とされ、差し障りのなさそうな開示部分が一部だけ選ばれた」ものであったことである。

例えば、ほぼ全てが黒塗りにされている「現地調査進捗状況」の中で、唯一開示されている情報はわずか数行の情報のみである。

繰り返しになるが、①法の趣旨を正しく認識し、それに沿った運用をしていなかったこと、②特に、請求者・異議申立人の権利の理解・配慮を欠いていること、③恣意を抑制し、恣意的運用への疑義を回避する努力を怠っていたこと、④一部、法・行政手続法において違法な運用を行っていたことが平成27年9月9日の答申で指摘された問題を、異議申立人なりにまとめたものである。

しかし、答申後に開示された本件開示請求への機構の対応は、十分に改善されたものではなかった。通知書の理由欄がやや詳しくなった程度で、以前よりも不開示部分が格段に増え、かつ一部の添付資料について資料番号とタイトルが黒塗りされ、文書の中身を推測することすら不可能となったことに、落胆の念を禁じ得ない。

また、公共事業である援助事業の一環として行われている本事業で、日本の税金を使って契約されているコンサルタントの業務内容・スケジュール・業務報告の全てが「特定企業の経営資源やノウハウ」として全面不開示となっている点も、一納税者として理解し難い。

事業の意思決定プロセスの民主化と透明性を高めるために行われたステークホルダーとの会議の多くが、「協議の内容が公になることを前提としない」との理由で不開示とされた点にも、疑問を禁じ得ない。税金の適切・効果的な活用という点からも、内容が公にされない協議を、各地で繰り返し巨額の税金を投じてやる意義があったのかどうかも、問われるところだと思う。

さらに、同じ（趣旨の）会議の記録について、ほぼ全面開示されているものがある一方、全面不開示とされているものが大半となっている現状は、これらの記録の開示のあり方における恣意的運用の可能性を強く示唆している。

これは、「マスタープラン（コンセプトノートに関する）市民社会組織との協議」についても同様であり、機構によって広く一般に向けて公開された資料にこれらの「協議」の日付・団体名が掲載されているにもかかわらず、今回の情報開示ではこれら一切の情報が資料のタイトルも含めて黒塗りされている可能性があることに、不開示部分が膨大なため推測の域を出ないとはいえ、驚きを感じている。

また、機構からの通知書の不開示理由には、「機構との関係によっていわれなき批判を受ける」「他業務への参加を阻害される可能性」「協議内容の公表によって、意思決定の中立性が不当に損なわれる」との主張が繰り返し出てくるが、これらの理由は具体性と正当なる根拠を欠いており、答申が求めた「処分庁の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制する」との点において、疑問を感じる説明である。

なお、これらの会議記録で不開示とされた文書のフォーマット等を検

討すると、日本語で作成されている可能性が高いにもかかわらず、不開示理由として「相手国政府の署名文書で相手国政府に帰属する」と記されている点は、虚偽報告である可能性が払拭できず、万一そうであれば大変遺憾に思う。

また、「（相手国の帰属文書を）同意を得られず公にした場合、相手国政府の意思に一方的に反することになる」との理由も、その他の点と同様に、機構が自らの指針として定めた「JICA環境社会配慮ガイドライン」の趣旨と目的を十分踏まえていないものと思われる。

これらの点は、各文書について具体的に頁番号を含めて異議申立書で示しているので、そちらを御覧願いたい。

このように、答申後に行われた機構の今回の情報開示のあり方は、答申が示唆した教訓を十分に踏まえていないものと思われ、今一度組織的な周知徹底が不可欠であると考えられる。その際には、法や前回の答申だけでなく、機構が策定した世界に誇る「JICA環境社会配慮ガイドライン」の理解の徹底もお願いしたいと思う。

機構の国際協力活動は、公的な資金と国民の賛意に支えられて初めて可能となるものである。透明性を確保し説明責任を果たしながら進められることは、国民・納税者の理解を得る上で何より不可欠である。しかし、それは機構が出したい（あるいは出してもいいと考える）情報だけを選別して開示したり、広報することを意味しない。法がわざわざ1条で明記しているとおおり、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ことこそが情報開示の真の目的であり、まずは現存する情報は全て開示されることが大前提となる。あくまでも、検証の主体は主権者である国民であることは、1条に示してあるとおおりである。

これらの法やガイドラインの趣旨と規定を十分に理解し、それに沿った運用がなされていけば、文書開示にあたって行われた膨大な黒塗りの労力、その際また文書出力時に無駄にされたインク等の環境資源、真っ黒なままで出された文書の保管などの問題は避けられたものとする。異議申立人やこの異議申立書の作成を手伝ってくれた人たちの多大な労力も同様である。

異議申立人が労を執って、この申立書を具体的な根拠に基づき詳細にわたって記載したのは、機構に、この事例、そしてそこから得られる教訓から、法やJICAガイドラインの理解を深めてもらうことで、援助事業の運用を改善してほしいという一国民・納税者としての切なる願いからである。

相手国で、長年にわたって頓挫していた情報公開法が、昨年11月によりやく議会を通過したことは、機構御承知のとおりかと存ずる。現在、

大統領による情報公開法の公布と施行が待たれているところである。日本の法の趣旨と同様、相手国においても、情報公開法の制定は、主権在民の原則に則り、公正で民主的な行政の推進に不可欠なものとして、国内外の要請を受けて進められてきたものである。

機構のガイドラインやビジョンでも書かれているように、相手国政府が、情報公開や民主的意思決定を通じて、環境社会配慮を実現し、ガバナンスを改善していけるように、機構が果たさなくてはならない責務、あるいは果たし得る役割は大きなものだと考える。本情報開示と異議申立てへの対応による機構の改善プロセスは、相手国政府が環境社会配慮の重要性を認識・理解し、援助事業だけでなく他の国内事業においても環境社会配慮を日常的に実現できるよう、機構が模範を示すまたとない機会であり、この経験と教訓を広く活用してくれることを願っている。

以上から、本情報開示請求と異議申立てを、機構にとって面倒な後ろ向きの作業として否定的に捉えるのではなく、機構のガバナンス・運営の改善のための前向きな機会として大いに活かしてほしいと心から願う。

以上、本件開示請求の公開を再度要請する。

(1) 前提

ア 公文書管理と法の運用のあり方に関する社会的注目の高まり

南スーダンに派遣された自衛隊による「日報」問題以来、公文書管理や法とその運用のあり方への社会的関心が高まってきていることは、これまで公文書管理・情報公開に関心を寄せ、開発援助文書の取扱いの問題に取り組んできた立場から、大変歓迎されるべきことと考える。

その観点から、平成27年7月30日にJICAに対して開示請求を行い（補正8月11日）、同年11月10日に異議申立てに至り、審査会において現在まで2年半にもわたって検討され、この時期に最終段階に至った本件異議申立ては、重要な社会的役割を有するものと確信する。

イ 「補充理由説明書」に継続するJICAの法・制度への軽視姿勢

しかし、JICAによる「補充理由説明書」には、唯一の開発援助の一元的執行機関として、国民や納税者に説明責任を果たし、援助事業と機構の透明度を高めようという前向きな意欲が感じられず、むしろ不開示を徹底する意図で理由が加えられている点に、驚きを禁じ得なかった。

本件事件で扱われているJICAコンサルタント機関提出の月報では、全420枚中、添付資料約30枚と半分近くが黒塗りの表紙42枚を除く、およそ350枚がほぼ真っ黒に塗られる「ノリ弁」状態で開示されていた。すなわち、全公開文書83%に上る文書がほぼ真っ黒塗りだったことになる。黒塗り文書は、半分近くが黒塗りされた表紙を含むと、全体の実に93%に及ぶ。

この（不）開示の措置が、貴審査会による平成27年9月9日の「答申」後に行われている点にも、JICAの姿勢に強い疑問を持たざるを得ない。

(2) 「補充理由説明書」4（別表2の番号2）における不開示の問題

ア 「現地調査進捗状況」不開示継続の法的根拠の問題

(ア) 不開示が継続された文書（全「現地調査進捗状況」）

別表2の番号2の不開示部分とは、全ての月報に添付されている毎月の「現地調査進捗状況」であり、現状で1、2行の天候と政情に関する情報以外は全て黒塗りにされている。今回の「補充理由説明書」では、これが引き続き不開示とされるとともに、法を根拠とした理由の追加が行われている。

(イ) JICAが法的根拠として記載する「法5条4号」の妥当性の問題

「補充理由説明書」に法的根拠として記載されている「（法5条）4号イ及びニ」及び「法5条4号柱書き」だが、JICAが記載する内容の趣旨（「機構の事務，事業の適正な遂行・・・」）に合致しない。また，4号には柱書きが一切ない。

したがって，法5条6号のことを誤って4号と記したと考えられるが，2年半にも及んだ本件異議申立てに対する追加文書として，JICAが改めて審査会に提出した法人としての公式文書「補充理由説明書」において，そのようなミスをおかすとは考え難いので，困惑している。しかし，「補充理由説明書」の説明を読むと，法5条6号を指していると考えられるため，本状ではそれを前提として意見を記す。

#### イ 「現地調査進捗状況」不開示継続の理由の不一致と不透明性

##### （ア）「現地調査進捗状況」に関する記述の欠如とこれまでの不開示の法的根拠

「現地調査進捗状況」は全ての月報に添付され，表紙のすぐ次頁におかれた重要な文書であり，毎月2頁から3頁の分量となっている。しかし，これがほとんど全面黒塗りに近い状態とされていた。

異議申立書では，「全ての月報の『調査進捗状況』の開示」が含まれており，明確にこの文書の公開を請求している。しかし，理由説明書では，この文書（「調査進捗状況」）に一切言及しない。

また，上記の平成27年の不開示決定内容一覧でも，「現地調査進捗状況」に関する記述はないものの，また該当頁について「業務内容，業務計画，現地作業，国内作業の区分，業務作業日数，業務従事社毎の担当分野，現地調査期間，再委託先に関する記述」としてひとくくりにされる形でほぼ全てが黒塗りとされている。そして，その法的根拠としては，いずれの月報の「調査進捗状況」を含む頁についても，法5条2号イが挙げられている。

##### （イ）今回の「補充理由説明書」に記された法的根拠との不一致

「補充理由説明書」では，新たな法的根拠としては，法5条4号が付け加えられているだけだった。一方，当該文書を見れば分かる通り，JICAは法5条1号及び（又は）3号が元々（つまり不開示決定内容一覧に）法的根拠として記載されていたとの説明を行っている。しかし，上記の二点のJICA文書における「調査進捗状況」の頁をみる限り，これは該当しない。

以上から，今回の「補充理由説明書」の記述は虚偽ないしは誤り，あるいは著しく不明瞭である可能性が高いと考える。万一，これらの法的根拠の不記載が，先のJICA文書二点における説明の不十分さあるいは記述の不明瞭さに起因するとしても，異議申立て時点，

及び平成28年3月の意見を出す機会があった時期に、これらの点は明示されておらず、情報開示請求者（異議申立人）の権利に不利益を与えるものとなっている。

(ウ) 項目・内容不明のまま維持されたほぼ全面・一律不開示

さらに、開示された各月の「現地調査進捗状況」を見れば分かるとおり、数頁にわたる記述のどの部分が、どのような理由によって不開示とされなければならないのか、その妥当性を判断するための手がかりすら消されている状態にある。下記のとおり、文書内にあると考えられる項目や見出しすら消されており、個別項目における異議申立てを行う手段も奪われている。

ウ 他事案との比較・過去の審査会「答申」からの考察

(ア) 南スーダン派遣自衛隊日報との比較

「現地調査進捗状況」の全面不開示の妥当性を検討するに当たって、南スーダン派遣自衛隊の日報との比較を行う。当該日報の報告項目立ては明確で、全面開示されている。これにより、不開示となった中身の想定も可能な状態にある。

部隊の文書構成はある程度秘匿したいものもあると考えられるが、日々報告の構成の全てが開示されている。

また、実際の報告の中身についても、黒塗り箇所はあるものの、全体としてどのような報告が行われており、その中で何の項目の何に関する点が不開示とされているのか、ある程度分かるような配慮がなされた不開示の仕方となっている。つまり、限界や制約があるものの、法に則って、開示請求者への一定の配慮がなされている。その結果、特定の不開示部分に関する異議申立ても容易となっている。この日報の開示のあり方が、模範例といえないまでも、ほぼ全面不開示のJICAの措置と比べれば、格段に社会・請求者への配慮があるといえる。

なお、当然ながら、防衛省と独立行政法人、派遣先での自衛隊自身による日報と契約コンサルタントによる月報という文書の性格の違いにより、単純比較はできないことは十分承知している。しかし、状況報告の開示の仕方という意味で、一律黒塗りにすることによって、開示請求者（あるいは異議申立人）がどのような不利益を被るのかについて明確な形で示すために、事例として紹介した。

(イ) 平成27年9月の審査会による「答申」の軽視

このような「現地調査進捗状況」に見られるJICAの情報開示をめぐる問題は、初めてのことでない。平成27年9月の審査会による「答申」でも、色々な形で繰り返しの指摘がされている。

異議申立てから2年以上が経過してJICAに提出された今回の

「補充理由説明書」に改善が見られない。

今回の不開示のあり方は、上記の「答申」をJICAが十分に受け止め、慎重なる検討を行った上でなされたものとは言い難いと考ええる。もしそうであれば、開示請求者（異議申立人）だけでなく、審査会の尽力をもないがしろにする行為ではないかと考える。

(3) 補充理由説明書別表1に記載された不開示部分の問題

ア 各月報表紙の「業務全体の概要等」

(ア) 項目以外の全面黒塗り問題と法5条2号イの妥当性

各月報の表紙に記載されている「業務全体の概要等」は、項目以外全面黒塗りされている。この根拠として、平成27年の不開示決定内容一覧では法5条2号イがあげられている。しかし、平成27年11月の異議申立書でも指摘したとおり、こちらが、「本件業務を実施するにあたっての特定企業による経営資源の管理・配分に係る固有の情報であり・・・企業が保有するノウハウ、競争上の地位、正当なる利益」に該当するものとは考えられない。

また、同文書に示したとおり、法制定の精神に則り、「政府の有する諸活動を国民に説明する責務を全う」し、「公正で民主的な行政の推進に資する」との目的を果たす上では、「現地調査進捗状況」だけでなく、「業務全体の概要等」の公開は不可欠と考える。

当該不開示部分の表には、「当月における予定」、「実績」及び「翌月の予定」が書かれているだけであることが、開示箇所から明らかである。これらが、JICAが不開示の法的根拠とする法5条2号イに該当するとは思われず、むしろここに記載される情報は、国の事業として行われている以上、国民また事業を支える納税者に広く公開されるべきものと考ええる。

どうしても企業固有の情報である記述があるのであれば、それらのみを不開示にすべきであって、項目以外の表全体の黒塗りは、法の趣旨・精神に反するとともに、開示請求者（異議申立人）の権利を不当に侵害していると考ええる。

(イ) 法的根拠として追加されたと考えられる法5条6号イ・二の妥当性

また、先述のとおり、補充理由説明書で追加されたと考えられる法5条6号については、JICAからの文書に記載されていない以上、本来検討しなくてよいものであるが、念のため意見を述べる。

まず、一連の月報が開示請求されたのは平成27年7月のことでした。そして、異議申立てが行われたのが同年11月のことで、以来すでに3年近くの年月が経過している。また、開示請求が行われているのは、平成27年7月までの文書である。

開発援助事業において、3年前の業務概要を明らかにすることで事業の適切な遂行に支障を及ぼすとすれば、JICAが掲げるミッション（ガバナンス重視）や環境社会配慮、ガイドライン、日本国が掲げる開発協力大綱に反していると言わざるを得ない。

JICAが事業（ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定事業）が継続していることを主張するとしても、すでに二つ目のマスタープラン案が公開され「最終化」段階にあるとして、平成28年8月には、コンサルタント契約事業が立ち上げられ、現地で公募も行われ、同年10月には、現地NGOとの間でコンサルタント契約も行われている（事業名は「マスタープラン見直しと最終化」）。

その点からも、補充理由説明書が新たに加えた、法5条6号イ「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把慢を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は該当しないと考える。

また、同様に追加された5条6号ニについても、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事確保に支障を及ぼすおそれ」が、月報における業務概要や内容を開示した結果として、なぜどのように発生するのか明らかではない。万一、人事に支障が出るとすれば、この業務で相当程度危険あるいは問題のある業務をコンサルタントにさせていることが考えられ、そうであればこそ、より一層情報公開が徹底されなければならないと考える。

#### （ウ）法5条6号のその他の「柱書き」

その他、補充理由説明書に「柱書き」全般として記されていること自体が問題だが、これに含まれる法5条6号ロには、「契約・交渉・訴訟に係る事務に関し」との前提が示されている。3年前の月報の記載内容が、このような前提条件において、JICAに対してどのような「財産上の利益当事者としての地位を不当に害する」のか想像することは難しく、本来説明が不可欠と考えるが、そのような説明はされておらず、異議申立人や社会全般に対して全く不透明なものとなっている。

さらに、第5条6号ハ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」については、政府事業として行われ、税金で支えられてきたマスタープラン策定プロセスの公正さを担保するためにも、社会に広く発信するためにも、これらの情報はむしろ積極的に開示されるべきものである。

JICAが、これらの情報の開示によって、本当に業務が「不当に阻害」されると主張したいのであれば、具体的に誰の何が、なぜ、

どのように（whose, what, why, how）阻害されるのか、異議申立人だけでなく、誰が読んでも納得できる明確な説明を心がけるべきだが、これまで提出された三点の文書にはそのような記述はない。

最後の法5条6号ホ「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業文は地方独立行政法人に係る専門に関し、その企業経営上の正当な材益を害するおそれ」が、どのように本情報開示請求（異議申立て）内容と関係するのかは明らかでない。月報内容の開示が、JICAの経営上の正当な利益を害するおそれがあるのであれば、それは公共事業のあり方として大変問題を含むものであり、具体的に説明されるべきであると考え。公的機関であり税金で支えられるJICAが、「経営上の利益」を表に掲げて事業運営の透明性を犠牲にするのであれば、これまでの開発援助とその執行機関のあり方が著しく変容していることになり、大いなる議論が国政・社会レベルで不可欠と考える。

（エ）関連不開示部分（「業務従事者毎の業務内容」）

同様に、各月報の表紙や「現地調査進捗状況」以外にも、各月報に別添として付けられているものの項目以外全面黒塗りになっている「別添1：業務従事者毎の業務内容」並びに「別添2：業務従事者の従事実績／計画」がある。後者については、法5条2号イに該当するという主張であれば、これは認めたいと考える。他方、前者については、「業務期間」、「主な業務内容」、「業務実施場所」については、JICAが法的根拠とするいずれの条文も該当せず、開示が可能と考える。

イ 企業名・団体名・プロジェクト名の不開示について

（ア）企業名・団体名の不開示理由（ほぼ全月報）とその問題

月報に記されている企業名・団体名については、不開示決定内容一覧と同様、補充理由説明書でも、記載のある全ての月報で不開示とされている。両文書には、全く同じ文言が記載されている。

しかし、月報の元となっている援助事業は、プロジェクト型ではなく、公共性の高い開発マスタープランの策定に関わるものである。パイロットプロジェクトも、マスタープラン策定に資するものとして位置付けられている以上、政策形成プロセスにおいて、どのような団体との協議が行われたのかが社会から見える形にしておく責務がJICAにあると考える。

（イ）企業名・プロジェクト名の不開示理由とその問題（文書9）

また、補充理由説明書表1では、文書9（平成14年10月の月報）だけ、企業名とプロジェクト名が、別途不開示とされている。

なお、2枚目ないし4枚目、18枚目及び19枚目ほとんど全てが黒塗りされているため、どのような状況・文脈で企業名とプロジェクト名が文書に記載されているのか分からない状態である。企業やそのプロジェクト名が、5頁にもわたって繰り返し記載されているとすれば、この援助事業において重要な情報であるといえ、法1条の「説明責任」、「公正で民主的な行政の推進」の観点からも、積極的に公表すべき情報と考える。

(ウ) その他、これらの不開示が不適切であるとする理由

公的な援助事業の一環として行われる活動、また公的な援助実施機関の一員として行う活動の中で、調査・面談・協議・情報交換した企業や団体が、その接触を秘匿してほしいと正式に申し入れしなかったのであれば、「前提としていない」ことをもって、その名称や記載・面談事実を伏せるのは問題である。なお、JICAから提出されたいずれの文書の不開示理由においても、当該企業・団体が名称（プロジェクト名称を含む）を公にしないように申し入れた事実は確認できなかった。

また、「機構との関係によっていわれのない批判を受ける」、「他業務への参加を阻害される等の可能性」と記載されているが、開発援助に関わる公的機関であるJICAが、自身との関係が公になると他企業や団体に損害を及ぼすと表明していることになり、大変違和感がある。もしJICAが本当にそう考えているのであれば、公的機関としての存在理由や援助事業の妥当性に大変問題があると自ら認めていることになり、より具体的な説明が不可欠と考える。また、この説明は、開示請求者（異議申立人）や審査会に対してだけでなく、国会や日本社会全体に対して行われるべきであろう。

公共事業の公正さを担保するために、積極的に開示すべきものとする。個人の名前の後の肩書きで示されている場合、個人名は不開示とするとしても、その団体名・属性、プロジェクト名は公開されるべきである。

ウ 「契約情報」不開示について

いくつかの文書に記載されている「契約情報」について、不開示とされている。

しかし、既に契約され、実質の契約が終わっているか、ほぼ終了しているパイロットプロジェクトの「契約情報」の全てが不開示とされていることは問題と考える。

そもそも、どの箇所にどのようにして書かれている何の情報か示されないままに、「契約情報」として大きくくくられ「企業の経営資源と信用に係る重要情報」とされることは、大変違和感がある。

これらパイロットプロジェクトの原資ならびにその一部は日本の税金であり、これらの情報は開示すべき情報と考えるとともに、どうしても企業に差し支えのある数字などだけ不開示にすべきと考える。

(4) 添付資料の協議記録・議事録の不開示について

ア 議事録・質疑応答の中身の全面不開示問題（文書3）

(ア) 文書3の協議議事録の不開示理由（平成27年時からの変更含む）

今回の補充理由説明書では、平成27年の不開示決定内容一覧にあった、「相手国政府関係者が署名した文書はその性質上、相手国政府に帰属する文書であり」の一文が削除され、「これを相手国の同意を得られぬまま・・・」だけが残っている。

これは、異議申立書で、相手国政府関係者が署名した事実があるように思えないがそれを確認するように要請したことによると思うが、この記述が削除された理由は補充理由説明書には記載されていなかった。そもそも、なぜ記されていないのに、「相手国政府関係者が署名した文書」であると虚偽の説明を公文書に記載したのかの説明もなかった。単純なミスであればそのように補充理由説明書に記載すべきであり、これではこっそり削除されたとの批判を免れない。

(イ) 協議内容が秘匿され結果（政策）だけ公表：公正で民主的な行政の推進？

当該事業では、ステークホルダー会議結果を踏まえてマスタープランが策定されることとなっている（コンサルタントへの業務指示書にも記載）。その協議結果が全て黒塗りされる状態は、公正で民主的な行政の推進に反するばかりか、JICA自身が環境社会配慮ガイドラインでうたっている「民主的意思決定」、「透明性」に反するのではないだろうか。

しかし、補充理由説明書では、平成27年の不開示決定内容一覧に引き続き、「協議の具体的内容が公開された場合、・・・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と記されている。このような説明そのものに、JICAが法の目的を十分に理解していない可能性が示唆されている。

本来、公的機関ならば、政策上の意思決定の中立性を担保するために、協議内容が公開され、誰が見ても妥当な結論が政策（マスタープラン）に反映されるように尽力せねばならない。協議内容が全面的に秘匿されながら、その結果（政策・プラン）だけが示されるという手法は、民主的でも公正なものでもなく、むしろ行政手続きの中立性（とそれを確認する国民の権利）を損なうものでしかない。

参加者の名前を伏せるのであれば、さらに議事内容の開示は不可欠である。なお、ステークホルダー会議の出席者は、会議で話したことが文書に記録されると理解しており、そうでなければ政策への反映は不可能なので、JICAのこの説明は不可解だと述べている。また、「密室・秘密会議」としての案内はされていないとされており、JICAもそのような説明は記載していない。また、メディア関係者、海外の研究者、海外の援助機関関係者も参加しており、これらの人物は参加した情報を自由に発信・記述してきた。このような公的な会議の記録を隠すことこそ、事業への不信感を強め、「関連事業において率直な意見の交換・・・が損なわれる」ことに直結していると思う。

(ウ) 法的根拠として提示された論理と法の不適切さ

また、「中立性が不当に損なわれるおそれがあるため」、「法5条3号に基づき不開示とする。」としているが、これは同法の誤った解釈と適用となっていると考える。

以上の中身と、その前に記されたJICAの理由が法律上、あるいは論理上、整合性を有するとは考えられない。

イ その他の議事録・協議記録・質疑応答の中身の全面不開示問題

(ア) 相手国の同意を盾にした不開示の問題

一連の月報に添付されている膨大な議事録・協議録・質疑応答の記録のほぼ全面不開示については、その理由のほとんど全てが相手国の不同意によるものとされている。

この問題について、文書を一点ずつ取り上げて検討したいところだが、時間も紙幅も限られているうえに、文書3のケースと類似あるいは共通した問題が指摘できるため、まずは文書3で問題点を確認したいと思う。

文書3の議事録の不開示理由について、補充理由説明書では、「相手国の同意を得られぬままこれを公開した場合、相手国政府の意思に一方的に反することになる」と記載されているが、先述のとおり、平成27年の時点では、この文章の前には「相手国政府関係者が署名した文書」で「相手国に帰属する」との一文が添えられていた。そのただし書が削除された結果、「相手国の同意」だけが問題として残った。つまり、「相手国の同意」を得れば、開示が可能となる。

JICAに対する異議申立てが行われてから2年半の時間が経過しているが、この間に、JICAは法の精神に則り、相手国政府の同意を得ようと努力したのか。理由説明書には、「先方政府に対して開示の可否を確認したところ、先方政府より、当該文書は同国内

では開示していない文書であることから、開示不可との回答があった。」と書かれている。この記述からは、JICAが相手国政府から情報開示に同意を得ようとする主体的姿勢は一切見えてこない。

(イ) JICA環境社会配慮ガイドライン

しかし、JICA環境社会配慮ガイドラインには、JICAが援助事業において前提としなければならない理念・目的・要件・役割が明記されており、特に相手国政府への要件提示、環境社会配慮の実施の促進、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施の確保、積極的な情報開示を相手国政府の協力の下に行うこととされている。

JICAの環境社会配慮ガイドラインも法と同様に、国民主権（人権）、公正で民主的な行政の推進を重視しており、そのいずれに依拠するとしても、JICAが主体的かつ積極的に、相手国政府に対して情報開示の同意を取り付けることが期待されている。それにもかかわらず、以上の理由説明書の記述からは、相手国政府の可否をただ右から左に流しているにすぎず、情報開示のための積極的な働き掛けを行わなかった可能性が示唆されている。

さらにこの理由説明書が提出されてから2年が経過するにもかかわらず、補充理由説明書でも同じ理由が繰り返されていることから、理由説明書以降、何らの努力も行われなかった可能性も高い。同じ時期に国会議員による情報開示要請に対しても、当初JICAは「相手国政府の同意が得られない。」と主張していたが、議員の繰り返しの要請により、最終的に同意を得て文書の開示に至っている。市民の情報公開請求あるいは不開示に関する異議申立てに対しては、同様の努力を行わないということなのか。

(ウ) 「国内では開示していない文書だから開示不可」といえるのか？

また、当初「相手国政府関係者の署名＝相手国政府に帰属する文書」とされていたものを、この間違いが指摘されると、今度は「同国内では開示していない文書であることから開示不可との回答」との主張がされている。

この相手国政府の主張に対しては、ガイドラインに記されたJICAの役割としては、「では同国内で開示する」とを働き掛ける必要があるが、それを行った可能性は示されていない。「開示していない」ならなぜか、具体的な説明も記されていない。ただ相手国政府が「開示不可」といったことを、JICAは追認し、不開示理由として利用しているように受け止められる。

そもそもこの文書は相手国政府が作ったものではなく、JICAのコンサルタントが日本語で作成した記録であり、日本の税金を使

った公的事業の成果物の一環として添付されているものである。それを「同国内では開示していない文書」との理由を根拠として、不開示処分が妥当とすることには、強い疑問を覚える。また、法的根拠とされている法5条4号イが、6号イのことであったとしても、適用できるとも思えない。

(エ) 同様に多用される相手国の同意を盾にした不開示の問題

ここまで文書3で検討してきた問題は、全ての議事録・協議記録・質疑応答記録に当てはまると考える。

(5) その他の不開示文書

ア 文書6添付3「ブラジルでのケーススタディ実績報告」など

理由説明書の説明は、この文書が全面黒塗りされる理由を記してはいない。ただ、企業固有のノウハウに該当するとあるだけである。

また、同じ文書6の添付5「三角協力調査団員一覧」について、3カ国の公務員（政府関係者）の氏名が含まれていると考えられる。本来、それらは開示可能な情報であり、かつFieldが何を指しており、全体で何人が記載されているかなど公開して差し支えない情報が分かるように開示されるべきと思う。

イ 文書9「マスタープランの構成事業一貫表（案）」など

理由説明書の説明であるが、「企業固有のノウハウ」と主張するのであれば、プロジェクト名を伏せれば、開示できる情報はいくつかあると考えられ、全て全面黒塗りするのに十分な理由ではないと思う。

また、「コンサルタントが作成したアイデア段階の情報を公開することにより、関係者に無用の混乱をもたらす」とあるが、当該事業は「マスタープラン策定支援」を掲げるものであり、当然ながらいずれの情報も、最終的なマスタープランが完成するまでは、「アイデア段階の情報」あるいは途中段階の情報となる。しかし、その全てを非公開としてきたわけではなく、この情報だけが「アイデア段階のもの」として全面的に不開示とされることは、法の恣意的な運用に相当すると考える。

このような恣意的な公開・非公開のあり方こそ、関係者に無用な不信感と混乱を招いてきたのであり、ただし書を付けて積極的に開示されるべき情報であると確信する。また、この10枚目ないし17枚目の情報は、マスタープランの根幹をなす、まさに「マスタープラン構成事業」の一覧のアイデアとなっており、当該事業における政策形成プロセスの資料として、最も重要な資料の一つであり、公開されるべきものと考えられる。

なお、18枚目及び19枚目の文書も不開示となっているが、文書タイトルを含めて全て真っ黒に塗られている。開示できる部分はある

はずだが、表2の1番にも何も掲載されていない。再検討を願いたい。

また、20枚目の「資料4：11月の調査予定表」も項目以外は不開示となっているが、この理由が明らかではない。氏名で官僚の名前は記載できると考えるが、そのような人物がない場合でも、日程や場所については開示が可能と思う。

ウ 文書13の4枚目の文書タイトル、概要、備考、表の中身など

上記の表にとどまるものではないが、同様の表が項目以外全面黒塗りされている。文書の頭にあるタイトルや概要、そして表の下の備考欄すら黒塗りされており、非常に疑問を感じる。また、表部分の名前以外の部分（「担当」及び「現地調査期間」）は開示可能なはずで、文書13に限らず、全ての月報に掲載されている同種の表の開示可能な情報を要請したいと思う。（なお、表の「現地調査期間」の前に黒塗り箇所があるが、この開示も求める。）

同様に、他の表（例えば、同じ文書の添付1「ProSavanaと農業開発マスタープランの概要説明協議のための郡会議実施計画」）でも、不開示としなくてよさそうな情報も全て黒塗りされている状態である。これらの公開を要請する。例えば、文書15の添付資料A、文書16の添付資料A、添付資料B、文書18の添付資料1、文書19の添付資料1、文書21の添付6などである。ここに記載している以外の表についても、同様に公開を願う。

エ 文書21、文書22及び文書39ないし42の議事録の全面黒塗りの問題

あまりに黒塗り状況が酷いため、開示可能な箇所の公開がなされるよう改めて要請する。

また、例えば文書41の添付資料1に示されているように、広く公開で行われた公聴会の議長を務めた大臣の冒頭スピーチや参加者の発言要旨までが黒塗りされていることは疑問である。これらの議事録の作成はJICAのコンサルタントであり、すでに指摘したように相手国政府のものではない。

理由説明書には、「加えて、同じ会議の記録として作成した文書についても、言語は日本語であるものの、モザンビーク政府が主催した公聴会の議事録である。したがって、上記同様原処分を維持することが妥当と考える。」とある。そして、この根拠として、「同公聴会の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずる」、「率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」、「相手国の同意」うんぬんと書かれている。しかし、この会議は大臣出席のもと、テレビを含む国内外のメディアや各国・国際機関のドナーを入れて行った公聴会のコンサルタ

ントの記録であり，これらの理由付けが妥当性を有するとは考えられない。過剰な不開示決定と考えられ，他の議事録と同様に公開を再度要請したい。

別表 1

文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 - 3 頁における個人名, 印影	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法 5 条 1 号の規定により, 不開示とする。
	1 - 3 頁における業務従事者の業務内容, 業務計画, 現地作業, 国内作業の区分, 業務作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法 5 条 2 号イの規定により, 不開示とする。
2	1 - 5 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法 5 条 1 号の規定により, 不開示とする。
	1 - 5 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法 5 条 2 号イの規定により, 不開示とする。
3	1 - 15 頁における個人名, 職位, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法 5 条 1 号の規定により, 不開示とする。
	1 - 6 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施

	業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	2，5，7，11頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
	7－15頁におけるステークホルダー，ミーティング協議議事録	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることが想定されていない。それにも拘わらず，協議の具体的な内容が公開された場合，関連事業において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから，法5条3号に基づき不開示とする。また，これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方向的に反することになると言わざるを得ず，プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条4号イの規定に基づき，当該箇所は不開示とする。
4	1－5頁における個人名，印影，連絡先	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－5頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営

	分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	2頁における企業名	当該企業は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
5	1－7頁における個人名，印影，連絡先	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－7頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	3－6頁における企業，団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。

6	1 - 9, 11 - 14 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。
	1 - 9 頁, 14 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法5条2号イの規定により, 不開示とする。
	3, 5, 6, 9 頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によって事実を以ていわれのない批判を受ける, もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。法5条2号イに基づき, 不開示とする。
	10 - 13 頁における協議議事録	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え, 協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に基づき不開示とする。また, 相手国政府関係者が署名した文書はその性質上, 相手国政府に帰属する文書であり, これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず, プロジェクト実施機関と機構

		との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条4号イの規定に基づき、当該箇所は不開示とする。
	10 - 13頁における署名、イニシャルサイン	署名、イニシャルサインは、契印と同様の効果を有するものであり、これらを公にした場合、偽造される等法人の利益が害されるおそれがあるため法5条2号の規定により不開示とする。
	14頁における三角協力調査団員一覧表	当該協力には、本件業務に関連して実施された調査に参加した団員の氏名等が記述されている。これらの情報が開示された場合、いわれのない批判を受ける、もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。法5条2号イに基づき、不開示とする。
7	1, 3 - 7頁における個人名、職位、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 7頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	3頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

		するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
8	1 - 4 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 4 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
9	1 - 9, 18 - 20 頁における個人名, 職位, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 9, 20 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	2 - 4, 18, 19 頁における企業名, プロジェクト名	当該企業及び団体は自身及び自社プロジェクトの名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

	れがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
2頁における契約情報	本頁には、本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が記述されている。この情報は、契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また、これらの契約情報は企業の経営資源、信用に係る重要情報であり、これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とする。
10-17頁におけるマスタープランの構成、事業の名称、目的、内容等に関する情報	これらの情報は、本業務において作成するマスタープラン案に含める事業についての当該月報作成時点でのアイデアを記述したものである。本情報は公開を前提としない情報であり、アイデア段階の案を公開することにより、当該企業が保有するノウハウが漏洩し、当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがある他、機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがある。したがって法5条2号イ、法5条4号ニに基づき非公開とする。
18-19頁における協議議事録	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え、協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号に基づき不開示とする。また、これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず、プロジェクト実施機関と機構との

		信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条4号イの規定に基づき、当該箇所は不開示とする。
10	1, 4 - 9 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 9 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	3 頁における契約情報	本頁には、本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が記述されている。この情報は、契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また、これらの契約情報は企業の経営資源, 信用に係る重要情報であり, これらを公にした場合, 同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とする。
	3, 5 - 8 頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。

1 1	1, 3 - 5 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。
	1 - 5 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法5条2号イの規定により, 不開示とする。
	2 頁における契約情報	本頁には, 本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が記述されている。この情報は, 契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また, これらの契約情報は企業の経営資源, 信用に係る重要情報であり, これらを公にした場合, 同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法5条2号イに該当すると認められるので, 不開示とする。
	2, 4 頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法5条2号イに基づき, 不開示とする。
1 2	1, 4 - 7 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。

	1 - 7 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	3 頁における契約情報	本頁には，本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が記述されている。この情報は，契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また，これらの契約情報は企業の経営資源，信用に係る重要情報であり，これらを公にした場合，同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当すると認められるので，不開示とする。
	3 - 6 頁における企業，団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
1 3	1 - 9 頁における個人名，印影，連絡先	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1 - 9 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営

	分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	3頁における契約情報	本頁には，本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が記述されている。この情報は，契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また，これらの契約情報は企業の経営資源，信用に係る重要情報であり，これらを公にした場合，同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当すると認められるので，不開示とする。
	3，6，7頁における企業，団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
14	1，3－8頁における個人名，印影，連絡先	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－8頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を

		侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	2, 3, 6頁における企業、 団体情報	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする
	3頁における契約情報	本頁には、本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が記述されている。この情報は、契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また、これらの契約情報は企業の経営資源、信用に係る重要情報であり、これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とする。
15	1, 3 - 6頁における個人 名、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 5頁における業務内容、 業務計画、調査進捗状況、現 地、国内作業の区分、現地作 業日数、業務従事者毎の担当 分野、現地調査期間、再委託 先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	2頁における契約情報	本頁には、本業務において実施したパイロットプロジェクトに関する契約情報が

		記述されている。この情報は、契約を締結した企業にとって公とされることを前提としていない。また、これらの契約情報は企業の経営資源、信用に係る重要情報であり、これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とする。
	2, 3頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
	6頁におけるマスタープラン案概要説明に係る会議開催状況	本件会議の概要は開催日、場所、調査団側出席者を含め公開を前提としていない情報であり、機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え、機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがあることから、法5条2号イ、法5条4号二に基づき非公開とする。
16	1, 4 - 7頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 8頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を

		侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	1 - 8頁における企業、団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
	2頁における契約情報	利息、融資金額、融資期間等の融資契約に係る情報は、被融資企業にとって公とされることを前提とされておらず、また、これらの融資情報は企業の経営資源、信用に係る重要情報であり、これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とする。
	3, 8頁における企業名、企業の活動状況	当該箇所には企業名および当該企業による活動状況の記載があり、個別の企業活動は公にされることを前提としていないことに加え、公とされた場合にはその他情報と照合することで競合他社に企業の活動情報が詳らかになる可能性があり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号の規定により、不開示とする。
17	1, 4 - 7, 10, 11頁における個人名、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 7, 11頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であ

	再委託先等に関する記述	り、これを公にすることにより、該当企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	2頁における契約情報	利息、融資金額、融資期間等の融資契約に係る情報は、被融資企業にとって公とされることを前提とされておらず、また、これらの融資情報は企業の経営資源、信用に係る重要情報であり、これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とする。
	1-6, 10-11頁における企業、団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
18	1, 3-6頁における個人名、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1-6頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、該当企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。

	7頁における融資公募の応募状況	融資公募に係る情報は、応募企業にとって公とされることを前提とされておらず、プロジェクト情報、融資希望金額、担保概要、融資金の用途等の情報が公にされた場合、応募企業の競走上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イにより、不開示とする。
	1-4頁における企業、団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
19	1, 3-6頁における個人名、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1-7頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	1-5, 7頁における企業、団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法

		5条2号イに基づき、不開示とする。
20	1, 3-7, 11, 12, 15頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。
	1-6頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法5条2号イの規定により, 不開示とする。
	1-4, 7, 11, 12, 15頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法5条2号イに基づき, 不開示とする。
	7-15頁における協議議事録, 参加者リスト	本件会議の出席者にとって当該部分に記載のある協議内容を含め, 自身の氏名や所属, 連絡先については公開を前提としていない情報であり, 機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え, 機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがあることから, 法5条2号イ, 法5条4号ニに基づき非公開とする。また, これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず, プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条4号イ

		の規定に基づき、当該箇所は不開示とする。
2 1	1, 3-6, 10-16, 22-27, 36-48頁における個人名, 印影, 職位, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。
	1-6, 49頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法5条2号イの規定により, 不開示とする。
	1, 2, 4, 11-16, 23-27, 36, 38-49頁における企業, 団体名, 団体住所, 連絡先等	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法5条2号イに基づき, 不開示とする。
	10-16, 22-27, 36-48頁に係るパブリックヒアリング速報	本件会議の出席者にとって当該部分に記載のある協議内容については公開を前提としていない情報であり, 機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え, 機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがあることから, 法5条2号イ, 法5条4号二に基づき非公開とする。
2 2	1-21頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。

	<p>1 - 5 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述</p>	<p>当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。</p>
	<p>1，2，4，6 - 21 頁における企業，団体名</p>	<p>当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によって事実を以ていわれのない批判を受ける，もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。</p>
	<p>6 - 21 頁における協議議事録</p>	<p>当該部分に記載のある内容は会議参加者にとって公にされることを想定しておらず，今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから，法5条3号に基づき不開示とする。また，これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず，プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条4号イの規定に基づき，当該箇所は不開示とする。</p>
<p>23</p>	<p>1，3 - 19 頁における個人名，印影，連絡先</p>	<p>個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。</p>

	1 - 5 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	1 - 4，6 - 19，21 頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
	6 - 21 頁における協議議事録	当該部分に記載のある内容は会議参加者にとって公にされることを想定しておらず，今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから，法5条3号に基づき不開示とする。また，これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず，プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条4号イの規定に基づき，当該箇所は不開示とする。
24	1 - 5 頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。

	1 - 5 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	2 頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
2 5	1 - 5 頁における個人名，印影，連絡先	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1 - 5 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	1 - 3 頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権

		利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
26	1-6頁における個人名、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1-6頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	1, 3, 5頁における団体名、団体住所、連絡先等	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける、または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
27	1, 3-5, 10-13頁における個人名、印影、連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1-5頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を

		侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	1-4, 6, 9-13頁における団体名, 団体住所, 連絡先等	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法5条2号イに基づき, 不開示とする。
	6, 9頁におけるモザンビーク政府関係機関が発出したレター	公開を前提としていない情報であり, 機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え, 機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがあることから, 法5条2号イ, 法5条4号二に基づき非公開とする。
	10-14頁におけるIIAMの農業技術研究発表会のメモ(未定稿)	当該部分に記載のある内容は会議参加者にとって公にされることを想定していない情報であり, 公にすることにより今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に基づき不開示とする。
28	1, 3-5頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当することから, 法5条1号の規定により, 不開示とする。
	1-5頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから, 法5条

		2号イの規定により、不開示とする。
	1 - 4頁における団体名，団体住所，連絡先等	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
29	1，3 - 5頁における個人名，印影，連絡先	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1 - 5頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	1，2，4頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
30	1 - 4頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。

	1 - 4 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	1，2 頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
3 1	1 - 4 頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1 - 4 頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	1，2，5 頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権

		利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
	5頁におけるモザンビーク政府関係機関が発出したレター	公開を前提としていない情報であり，機構の手で公開することにより関係者への不利益を生じるおそれがあることに加え，機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがあることから，法5条2号イ，法5条4号ニに基づき不開示とする。
3 2	1－4頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－4頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	2頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
3 3	1－4頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－4頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する

	地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	2，11，19頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
	5－20頁におけるモザンビーク農業省（MINAG）コメントの内容	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え，協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから，法5条3号に基づき不開示とする。また，これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず，プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条4号イの規定に基づき，当該箇所は不開示とする。
34	1，2，4頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－4頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する

	地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
35	1，2，4頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－4頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
36	1－4頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1－4頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。

	5 頁におけるマスタープラン案に関するスケジュール	これらの情報は、本業務において作成するマスタープラン案に含める事業についての当該月報作成時点でのアイデアを記述したものである。本情報は公開を前提としない情報であり、アイデア段階の案を公開することにより、当該企業が保有するノウハウが漏洩し、当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがある他、機構の交渉上の地位を不当に害するおそれがある。したがって法5条2号イ、法5条4号ニに基づき非公開とする。
37	1 - 8 頁における個人名、印影	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 4 頁における業務内容、業務計画、調査進捗状況、現地、国内作業の区分、現地作業日数、業務従事者毎の担当分野、現地調査期間、再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野、主な業務内容、従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理、配分に係る固有の情報であり、これを公にすることにより、当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	5 - 9 頁におけるモザンビーク農業食糧安全保障省（MASA）技術審議会議事録	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え、協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号に基づき不開示とする。また、これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを

		得ず、プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条4号イの規定に基づき、当該箇所は不開示とする。
38	1 - 5 頁における個人名, 印影	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 5 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
39	1 - 4, 6 頁における個人名, 印影, 連絡先	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1 - 4, 6 頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	5 頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え, 機構との関係によっていわれのない批判を受ける, または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該

		法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
	5頁における郡協議会参加者一覧表における参加団体名	会議参加者にとって本会議に出席した事実が公にされることを想定しておらず，今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから，法5条3号に基づき不開示とする。また，これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず，プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条4号イの規定に基づき，当該箇所は不開示とする。
40	1-10, 15, 18, 19頁における個人名，印影	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当することから，法5条1号の規定により，不開示とする。
	1-5, 20頁における業務内容，業務計画，調査進捗状況，現地，国内作業の区分，現地作業日数，業務従事者毎の担当分野，現地調査期間，再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野，主な業務内容，従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理，配分に係る固有の情報であり，これを公にすることにより，当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから，法5条2号イの規定により，不開示とする。
	6-13, 15, 16頁における企業，団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え，機構との関係によっていわれのない批判を受ける，または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な

		利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
	6-17頁における州レベル協議会協議議事録（速報）の内容 18, 19頁におけるPro Savanaチーム会議の内容	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え、協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号に基づき不開示とする。また、これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず、プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条4号イの規定に基づき、当該箇所は不開示とする。
41	1, 3-14頁における個人名, 印影, 職位	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1-5頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	2, 6-8, 10-14頁における企業, 団体名	当該企業及び団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける, または他業務への参加を阻害される等の可能性があるため、当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な

		利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに基づき、不開示とする。
	6-14頁におけるDMP-0に係るマプト公聴会議事録の内容	当該部分に記載のある協議内容は会議参加者にとって公にされることを想定していないことに加え、協議の具体的な内容が公開された場合に今後関係者との会議を開催する際に支障を生ずるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号に基づき不開示とする。また、これを相手国の同意を得られぬまま公にした場合には相手国政府の意思に一方的に反することになると言わざるを得ず、プロジェクト実施機関と機構との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条4号イの規定に基づき、当該箇所は不開示とする。
42	1, 3-5頁における個人名, 印影	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、法5条1号の規定により、不開示とする。
	1-5頁における業務内容, 業務計画, 調査進捗状況, 現地, 国内作業の区分, 現地作業日数, 業務従事者毎の担当分野, 現地調査期間, 再委託先等に関する記述	当該部分には業務従事者毎の担当分野, 主な業務内容, 従事計画や実績に関する記載等がある。これらは本件業務を実施するにあたっての特定の企業による経営資源の管理, 配分に係る固有の情報であり, これを公にすることにより, 当該企業が保有するノウハウ等が漏洩し当該企業の競争上の地位その他の正当な利益を侵害するおそれがあることから、法5条2号イの規定により、不開示とする。
	2頁における団体名	当該団体は自身の名称が公にされることを前提としていないことに加え、機構との関係によっていわれのない批判を受ける, もしくは他業務への参加を阻害される等の可能性があるため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害

		するおそれがあることから，法5条2号イに基づき，不開示とする。
--	--	---------------------------------

別表 2

番号	文書	枚・行・文字
1	文書 3	7枚目の日時欄及び出席者欄（1行目及び2行目のそれぞれ括弧内並びに3行目），10枚目の日時欄及び出席者欄（1行目（1文字目ないし13文字目）及び2行目），12枚目の日時欄及び出席者欄（1行目（1文字目ないし7文字目）及び2行目）並びに14枚目の日時欄及び出席者欄（1行目1文字目ないし12文字目及び2行目）
	文書 6	12枚目及び13枚目（左端番号並びに左端番号1及び4のそれぞれ役職及び氏名）並びに14枚目（M I N A G列の最上段）
	文書 9	2枚目（表の企業名，州，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列並びに本文下から1行目ないし5行目），10枚目（1行目）及び18枚目（1行目ないし6行目）
	文書 10	3枚目（本文5行目，12行目ないし14行目及び15行目（1文字目ないし33文字目）並びに表の企業名，州，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））
	文書 11	2枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））
	文書 12	3枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））
	文書 13	3枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））
	文書 14	3枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））
	文書 15	2枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））及び6枚目（A t t e n d e d S t u d y T e a m欄を除く。）
	文書 16	2枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））
	文書 17	2枚目（表の企業名，事業実施郡，融資金額及び契約栽培の対象作物のそれぞれの列（合計を除く。））及び10枚目（左端番号4の所属，役職並びに左端番号6及び

		7のそれぞれ氏名, 所属, 役職)
	文書20	7枚目ないし15枚目
	文書21	10枚目(11行目及び27行目ないし31行目を除く。), 11枚目ないし16枚目, 22枚目ないし26枚目, 27枚目(1行目14文字目ないし34文字目を除く。), 36枚目ないし45枚目, 46枚目(8行目を除く。)及び47枚目ないし49枚目
	文書22	6枚目(1行目及び2行目), 9枚目(1行目及び2行目), 13枚目(1行目及び2行目), 16枚目(1行目ないし3行目及び4行目(4文字目ないし28文字目)), 18枚目(1行目ないし3行目, 4行目(右から1語目)及び5行目(1語目及び2語目), 6行目(3語目)及び8行目(6語目ないし8語目))及び20枚目(1行目及び2行目)
	文書23	6枚目(2行目ないし4行目)及び11枚目(2行目ないし4行目)
	文書40	6枚目(10行目ないし12行目及び23行目ないし29行目をそれぞれ除く。), 7枚目, 8枚目(9行目, 10行目及び11行目並びに21行目(13文字目ないし30文字目)をそれぞれ除く。), 9枚目ないし11枚目, 12枚目(9行目(23文字目ないし44文字目)及び10行目ないし14行目をそれぞれ除く。), 13枚目ないし17枚目及び18枚目(2行目, 3行目及び5行目(1語目ないし6語目))
	文書41	6枚目(26行目及び27行目を除く。), 7枚目ないし14枚目
2	文書2	2枚目及び3枚目
	文書3	2枚目, 3枚目及び7枚目ないし15枚目
	文書4	2枚目
	文書5	2枚目及び3枚目
	文書6	2枚目ないし4枚目及び9枚目
	文書7	2枚目及び3枚目
	文書8	2枚目
	文書9	2枚目ないし4枚目及び10枚目ないし17枚目
	文書10	2枚目ないし4枚目
	文書11	2枚目及び3枚目
	文書12	2枚目ないし4枚目

文書 1 3	2 枚目及び 3 枚目
文書 1 4	2 枚目ないし 4 枚目
文書 1 5	2 枚目及び 3 枚目
文書 1 6	2 枚目ないし 4 枚目
文書 1 7	2 枚目ないし 4 枚目
文書 1 8	2 枚目及び 3 枚目
文書 1 9	2 枚目及び 3 枚目
文書 2 0	2 枚目及び 3 枚目
文書 2 1	2 枚目, 3 枚目, 1 0 枚目 (2 7 行目ないし 3 1 行目) 及び 2 7 枚目 (1 行目 (1 4 文字目ないし 3 4 文字目))
文書 2 2	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目ないし 2 1 枚目
文書 2 3	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目ないし 2 1 枚目
文書 2 4	2 枚目及び 3 枚目
文書 2 5	2 枚目及び 3 枚目
文書 2 6	2 枚目ないし 4 枚目
文書 2 7	2 枚目, 3 枚目及び 1 0 枚目ないし 1 4 枚目
文書 2 8	2 枚目及び 3 枚目
文書 2 9	2 枚目及び 3 枚目
文書 3 0	2 枚目
文書 3 1	2 枚目
文書 3 2	2 枚目
文書 3 3	2 枚目
文書 3 4	2 枚目
文書 3 5	2 枚目
文書 3 6	2 枚目
文書 3 7	2 枚目
文書 3 8	2 枚目及び 3 枚目
文書 3 9	2 枚目
文書 4 0	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目ないし 1 7 枚目
文書 4 1	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目
文書 4 2	2 枚目及び 3 枚目

別表 3

番号	文書	枚・行
1	文書 1	全て
	文書 2	1 枚目, 3 枚目 (6 行目ないし 2 3 行目), 4 枚目及び 5 枚目
	文書 3	1 枚目, 3 枚目 (1 行目ないし 1 8 行目) 及び 4 枚目ないし 6 枚目
	文書 4	1 枚目, 2 枚目 (1 9 行目ないし 2 6 行目) 及び 3 枚目ないし 5 枚目
	文書 5	1 枚目, 3 枚目 (下から 2 0 行目ないし 1 行目) 及び 4 枚目ないし 7 枚目
	文書 6	1 枚目, 4 枚目 (3 行目ないし 2 1 行目) 及び 5 枚目ないし 8 枚目
	文書 7	1 枚目, 3 枚目 (下から 1 9 行目ないし 1 行目) 及び 4 枚目ないし 7 枚目
	文書 8	1 枚目, 2 枚目 (下から 6 行目ないし 1 行目), 3 枚目及び 4 枚目
	文書 9	1 枚目, 3 枚目 (1 8 行目ないし 3 6 行目), 5 枚目ないし 9 枚目及び 2 0 枚目
	文書 1 0	1 枚目, 4 枚目 (下から 8 行目ないし 1 行目を除く。) 及び 5 枚目ないし 9 枚目
	文書 1 1	1 枚目, 3 枚目 (下から 1 4 行目ないし 1 行目), 4 枚目及び 5 枚目
	文書 1 2	1 枚目, 4 枚目 (下から 1 8 行目ないし 1 行目) 及び 5 枚目ないし 7 枚目
	文書 1 3	1 枚目及び 4 枚目ないし 9 枚目
	文書 1 4	1 枚目, 4 枚目 (下から 1 9 行目ないし 1 行目) 及び 5 枚目ないし 8 枚目
	文書 1 5	1 枚目, 3 枚目 (下から 1 0 行目ないし 1 行目), 4 枚目及び 5 枚目
	文書 1 6	1 枚目, 4 枚目 (下から 1 3 行目ないし 1 行目) 及び 5 枚目ないし 8 枚目
	文書 1 7	1 枚目, 4 枚目 (下から 1 6 行目ないし 1 行目), 5 枚目ないし 7 枚目, 1 0 枚目及び 1 1 枚目
	文書 1 8	1 枚目, 3 枚目 (下から 1 6 行目ないし 4 行目, 2 行目及び 1 行目)
	文書 1 9	1 枚目, 3 枚目 (1 8 行目ないし 2 7 行目) 及び 4 枚目な

	いし7枚目
文書20	1枚目, 3枚目(下から12行目ないし1行目)及び4枚目ないし6枚目
文書21	1枚目, 3枚目(下から7行目ないし1行目を除く。)及び4枚目ないし6枚目
文書22	1枚目, 3枚目(下から3行目ないし1行目を除く。), 4枚目及び5枚目
文書23	1枚目, 3枚目(下から18行目ないし4行目), 4枚目及び5枚目
文書24	1枚目, 3枚目(3行目ないし16行目), 4枚目及び5枚目
文書25	1枚目, 3枚目(下から14行目ないし5行目), 4枚目及び5枚目
文書26	1枚目, 4枚目(下から4行目ないし1行目を除く。)5枚目及び6枚目
文書27	1枚目, 3枚目(下から18行目ないし4行目), 4枚目及び5枚目
文書28	1枚目, 3枚目(下から11行目ないし1行目), 4枚目及び5枚目
文書29	1枚目, 3枚目(1行目ないし10行目), 4枚目及び5枚目
文書30	1枚目, 2枚目(下から13行目ないし4行目), 3枚目及び4枚目
文書31	1枚目, 2枚目(下から12行目ないし4行目), 3枚目及び4枚目
文書32	1枚目, 2枚目(下から14行目ないし5行目), 3枚目及び4枚目
文書33	1枚目, 2枚目(下から13行目ないし5行目), 3枚目及び4枚目
文書34	1枚目, 2枚目(下から10行目ないし1行目), 3枚目及び4枚目
文書35	1枚目, 2枚目(下から6行目ないし1行目), 3枚目及び4枚目
文書36	1枚目, 2枚目(下から9行目ないし1行目), 3枚目ないし5枚目
文書37	1枚目, 2枚目(下から13行目ないし1行目), 3枚目及び4枚目

	文書 3 8	1 枚目, 2 枚目 (下から 4 行目ないし 1 行目), 3 枚目 (1 行目ないし 1 0 行目), 4 枚目及び 5 枚目
	文書 3 9	1 枚目, 2 枚目 (下から 9 行目ないし 1 行目), 3 枚目, 4 枚目及び 6 枚目
	文書 4 0	1 枚目, 3 枚目ないし 5 枚目及び 2 0 枚目
	文書 4 1	1 枚目, 3 枚目 (下から 1 1 行目ないし 1 行目), 4 枚目, 5 枚目
	文書 4 2	1 枚目, 3 枚目 (1 行目ないし 9 行目), 4 枚目及び 5 枚目
2	文書 2	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 3	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)並びに 7 枚目ないし 1 5 枚目
	文書 4	2 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 5	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 6	2 枚目, 3 枚目, 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)及び 9 枚目
	文書 7	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 8	2 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 9	2 枚目ないし 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)並びに 1 0 枚目ないし 1 7 枚目
	文書 1 0	2 枚目ないし 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 1	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 2	2 枚目ないし 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 3	2 枚目及び 3 枚目
	文書 1 4	2 枚目ないし 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 5	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 6	2 枚目ないし 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 7	2 枚目ないし 4 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 8	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 1 9	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 2 0	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)
	文書 2 1	2 枚目及び 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。), 1 0 枚目 (2 6 行目ないし 3 0 行目) 及び 2 7 枚目
	文書 2 2	2 枚目, 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)及び 6 枚目ないし 2 1 枚目
	文書 2 3	2 枚目, 3 枚目 (上記番号 1 の部分を除く。)及び 6 枚目ないし 2 1 枚目

文書 2 4	2 枚目及び 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 2 5	2 枚目及び 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 2 6	2 枚目ないし 4 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 2 7	2 枚目， 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）及び 1 0 枚目ないし 1 4 枚目
文書 2 8	2 枚目及び 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 2 9	2 枚目及び 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 0	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 1	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 2	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 3	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 4	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 5	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 6	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 7	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 8	2 枚目及び 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 3 9	2 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）
文書 4 0	2 枚目， 6 枚目， 8 枚目（ 9 行目， 1 0 行目及び 1 1 行目）及び 1 2 枚目
文書 4 1	2 枚目， 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）及び 6 枚目
文書 4 2	2 枚目及び 3 枚目（上記番号 1 の部分を除く。）